

平成27年9月甲良町議会定例会会議録

平成27年9月4日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第3号 平成26年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
- 第4 報告第4号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第5 報告第5号 平成26年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第6 認定第1号 平成26年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第2号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 第8 認定第3号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第4号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第5号 平成26年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第6号 平成26年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第7号 平成26年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第8号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第9号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第10号 平成26年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第16 議案第42号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第43号 甲良町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第44号 甲良町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第45号 平成27年度甲良町一般会計補正予算（第2号）

- 第20 議案第46号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第47号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第48号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第49号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第24 同意第3号 甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求めることについて
- 第25 同意第4号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第26 発議第4号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第27 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田裕康	2番	阪東佐智男
3番	野瀬欣廣	4番	西川誠一
5番	濱野圭市	6番	丸山光雄
7番	木村修	8番	藤堂一彦
9番	丸山恵二	10番	金澤博夫
11番	西澤伸明	12番	建部孝夫

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	中川愛博	教育次長	山本昇
税務課長	上田和光	産業課長	若林嘉昭
住民課長	山田禎夫	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	学校教育課長	藤村善信
企画監理課長	中川雅博	社会教育課長	川嶋幸泰
人権課長	陌間守	会計管理者	寺川貴代美
保健福祉課長	米田志保子		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間 忍 書 記 山崎 志保美

(午前9時01分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成27年9月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 金澤議員および11番 西澤議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間と決定いたしました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**北川町長** 本日、平成27年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

去る8月26日に第3回甲良町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を開催し、甲良町人口ビジョンの素案と総合戦略の骨子案を発表いたしました。人口の現状と課題を分析し、甲良町の将来展望を示し、30年後の目標人口を5,000人と定め、委員の皆さんに了承を得たところであります。目標人口の5,000人を達成するため、あらゆる施策を講じて人口減少に歯止めをかける取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、本年4月1日をもって町制60周年を迎えましたことで、来る11月1日に町制60周年記念式典を開催いたします。議員の皆様には何かとお忙しいとは存じますが、出席のほどをよろしくお願いを申し上げます。なお、案内については本日、議員の皆様には午後一番にテーブルにお渡しする案内状を出させていただきます。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要を申し上げます。

報告第3号から報告第5号は財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告でございます。

平成26年度の状況として、実質赤字比率は実質収支が黒字のため、比率は算出されません。連結実質赤字比率につきましても、実質収支が黒字のため、比率は算出されません。実質公債費比率につきましても、対前年0.6ポイント減少し、11.8%となりました。将来負担比率につきましても、対前年16.6ポイント減少し、18.9%となりました。公営企業会計における資金不足比率につきましても、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので、比率は算出されません。引き続き、各会計とも財政の健全化に向けて努力する所存であります。

認定第1号から認定第10号は、平成26年度甲良町一般会計および特別会計、企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

平成26年度事業としましては、安全安心関連ではグリーンベルトおよび防犯カメラの設置、まちづくり関連ではふるさと納税事業および6町クラウド対応システム改修事業、保健福祉関連では福祉医療費および心身障害者医療費の補助、教育関連では中学生の海外派遣事業および法整備に伴う保育料システムの整備、農業産業振興関連ではせせらぎの里こうら指定管理移行整備、建設水道関連では地積調査の実施および耐震改修促進計画の見直しなど、その他にも各所属において諸事業の充実および推進を図ってまいりました。

財政面では、普通会計における決算額、前年度と比較しますと、歳入総額が38億271万1,000円、3.1%減、歳出総額が37億314万9,000円で2.5%減となっております。その理由として、多くは法人税および普通交付税による大幅減が要因でございます。

次に、地方債現在高につきましても、順調に償還を行い、対前年2億960万円減の32億3,603万円で、9年連続の減額となりました。よって、地方債現在高比率につきましても、対前年7.8ポイント減少し、138.6%となりました。また、積立金現在高につきましても、取り崩しを行ったことにより、対前年2,665万6,000円の減、9億959万2,000円となりました。今後の財政運営につきましても、取り組むべき事業を短絡的に捉えず、収入財源の確保、徹底した歳出の見直しを図り、効率的な行財政運営に取り組む所存であります。

議案第42号から議案第44号は、番号法の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号は平成27年度甲良町一般会計補正予算第2号で9,

347万6,000円を増額し、補正後の予算額を36億8,037万7,000円とするものでございます。主な内容といたしましては、総務費では法人税予納金還付金、民生費では更生医療費給付費、地域密着型サービス施設等整備補助金、消防費では甲良町総合防災センター設計業務委託の増によるものでございます。

議案第46号は、平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算第1号で4,628万4,000円を増額し、補正後の予算額を11億3,641万7,000円とするものでございます。主な内容としましては、総務費の補助金の返還金の増によるものでございます。

議案第47号は、平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算第1号で297万2,000円を増額し、補正後の予算額を4億7,001万6,000円とするものでございます。主な内容としましては、一般会計繰入金金の増によるものです。

議案第48号は、平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算第1号で34万円を増額し、補正後の予算額239万6,000円とするものでございます。主な内容としましては、墓地公園管理基金繰入金金の増によるものでございます。

議案第49号は、平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)で1,232万9,000円を増額し、補正後の予算額を7億7,316万2,000円とするものでございます。主な内容としましては、補助金返還金の増によるものでございます。

同意第3号は、地方教育行政法の改正に合わせ、任期満了に伴う甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求めるものでございます。

同意第4号は、任期満了に伴う甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めるものであります。

以上、簡単でございますが、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要を申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決等を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。

○**建部議長** 日程第3 報告第3号から日程第5 報告第5号までを一括議題といたします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課参事。

○**宮川総務課参事** 報告第3号 平成26年度甲良町財政健全化比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化判断比率を報告するものでございます。

平成27年9月4日、裏面をご覧ください。

1番、実質赤字比率、平成26年度は実質収支が黒字のため算出されませんでした。

2番、連結実質赤字比率につきましても、実質収支が黒字のため算出されておられません。

3番、実質公債費比率11.8%。

4番、将来負担比率18.9%でございます。

続きまして、報告第4号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第22条、第1項の規定により、甲良町下水道事業特別会計資金不足比率を報告するものでございます。

平成27年9月4日。

裏面をご覧ください。

資金不足比率、平成26年度は資金不足を生じておりませんので比率は算出されませんでした。

続きまして、報告第5号 平成26年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。

平成27年9月4日。

裏面をご覧ください。

資金不足比率、平成26年度は資金不足を生じておりませんので比率は算出されませんでした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○**建部議長** これをもって報告を終わります。

ここで監査委員の木村議員から、平成26年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

木村議員。

○**木村議員** それでは、平成26年度財政健全化審査意見書について報告いたします。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成26年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼

として実施した。

審査の結果。

総合意見。審査に付された下記健全化判断比率および算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

実質赤字比率について、実質収支は黒字のため、算出されない。

連結実質赤字比率について。

連結実質収支は黒字のため、算出されない。

実質公債費比率について。

実質公債費比率は11.8%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り良好である。

将来負担比率について。

将来負担比率は18.9%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回り、良好である。

次に、平成26年度甲良町下水道事業特別会計および水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、平成26年度甲良町下水道事業特別会計および水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりであり。

審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。

審査に付された下記資金不足比率および算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率について、いずれも資金不足は生じないため、算出されない。

以上でございます。

○建部議長 ありがとうございます。以上で報告は終わります。

次に、日程第6 認定第1号から認定第10号までの10議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 認定第1号 平成26年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成26年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成26年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成26年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成26年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第9号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第10号 平成26年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

平成27年9月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 認定第1号から認定第9号までは会計管理者、認定第10号は建設水道課長において順次説明を求めます。

まず、会計管理者。

○**寺川会計管理者** 失礼いたします。私の方から認定第1号から認定第9号までの平成26年度の各会計決算認定について説明させていただきます。

まず最初をお願いをしておきたいと思います。歳入につきましては、収入済額、歳出につきましては支出済額を中心に説明をさせていただきますので、ご了承をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、認定第1号 平成26年度甲良町一般会計歳入歳出決算でございます。表紙ともう1枚をめくっていただきますよう、お願いいたします。

平成26年度甲良町一般会計決算。

歳入歳出予算額はともに37億4,654万7,000円でございます。歳入決算額、36億2,035万1,621円。歳出決算額、35億2,079万1,281円。歳入歳出差引残額、9,956万340円、うち翌年度繰越財源が2,056万3,000円、実質残額は7,899万7,34

0円でございます。

内容につきましては、めくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳入でございます。

1款 町税、収入済額8億5,675万7,558円、不納欠損額1,323万7,729円、収入未済額4,672万3,080円、2款 地方譲与税、収入済額3,277万2,000円、3款 利子割交付金140万8,000円、4款 配当割交付金474万8,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金302万9,000円、6款 地方消費税交付金7,180万円、7款 自動車取得税交付金504万7,000円、8款 地方特例交付金189万9,000円。

3ページ、お願いいたします。

9款 地方交付税15億1,845万4,000円、10款 交通安全対策特別交付金125万5,000円、11款 分担金及び負担金、収入済額3,612万674円、収入未済額381万2,435円、12款 使用料及び手数料、収入済額2,731万6,265円、収入未済額2,225万4,144円、13款 国庫支出金、収入済額2億4,290万6,594円、収入未済額4,788万円、14款 県支出金、収入済額2億2,256万6,664円、15款 財産収入、収入済額553万3,061円、収入未済額79万円、16款 寄付金、収入済額6,078万1,000円です。

5ページをお願いいたします。

17款 繰入金、収入済額6,577万2,874円、18款 繰越金1億2,579万8,202円、19款 諸収入、収入済額1億1,946万5,729円、不納欠損額3,100円、収入未済額4,354万7,480円、20款 町債、収入済額2億1,692万1,000円、歳入合計、収入済額36億2,035万1,621円、不納欠損額1,324万7,329円、収入未済額1億6,500万7,139円でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款 議会費、支出済額6,891万6,327円、2款 総務費、支出済額5億6,666万4,679円、翌年度繰越額1億264万3,000円、3款 民生費、支出済額11億9,305万3,808円、4款 衛生費、2億9,122万8,472円、5款 労働費、62万2,980円、6款 農林水産業費9,602万6,728円、7款 商工費3,253万5,166円。

9 ページ、お願いいたします。

8 款 土木費、支出済額 1 億 4, 9 9 1 万 9, 4 0 1 円、翌年度繰越額 3 8 0 万円、9 款 消防費、支出済額 9, 9 8 8 万 6, 1 2 2 円、1 0 款 教育費 9, 5 1 5 万 6, 7 9 9 円、1 1 款 災害復旧費 3 6 0 0 円、1 2 款 公債費 4 億 5, 8 5 2 万 8, 1 4 4 円、1 3 款 諸支出金、1 億 6, 8 2 4 万 9, 0 5 5 円。

1 1 ページ、お願いいたします。

1 4 款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額 3 5 億 2, 0 7 9 万 1, 2 8 1 円、翌年度繰越額、1 億 8 4 4 万 3, 0 0 0 円でございます。

続きまして、特別会計をお願いいたします。

認定第 2 号 平成 2 6 年度甲良町国民健康保険特別会計決算でございます。歳入歳出予算額がともに 1 0 億 2 2 1 万 6, 0 0 0 円でございます。歳入決算額 9 億 8, 7 6 8 万 1, 2 4 4 円、歳出決算額 9 億 4, 3 3 4 万 6, 9 6 6 円、歳入歳出差引額 4, 4 3 3 万 4, 2 7 8 円、実質残額も同額の 4, 4 3 3 万 4, 2 7 8 円でございます。内容につきましては、めくっていただきまして、1 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款 国民健康保険税、収入済額 1 億 7, 7 3 9 万 4, 1 6 3 円、不納欠損額 1, 3 0 8 万 5, 8 1 2 円、収入未済額 4, 6 8 4 万 8, 2 3 2 円、2 款 使用料及び手数料、収入済額 7 万 4, 2 0 0 円、3 款 国庫支出金 2 億 7, 6 0 1 万 4, 2 1 4 円、4 款 療養給付費交付金 2, 5 6 0 万 9, 0 0 0 円、5 款 県支出金 6, 9 9 6 万 9, 0 8 7 円、6 款 共同事業交付金 1 億 1, 0 7 4 万 9, 1 7 6 円、7 款 財産収入 8, 6 7 1 円、8 款 繰入金 9, 6 1 3 万 2, 5 5 7 円、9 款 繰越金 3, 7 3 8 万 5, 1 4 5 円、1 0 款 諸収入 5 5 0 万 3, 9 0 7 円。

3 ページをお願いいたします。

1 1 款 前期高齢者交付金 1 億 5, 8 8 4 万 1, 1 2 4 円、1 2 款 広域化等支援基金貸付金 3, 0 0 0 万円。歳入合計、収入済額 9 億 8, 7 6 8 万 1, 2 4 4 円、不納欠損額 1, 3 0 8 万 5, 8 1 2 円、収入未済額 4, 6 8 4 万 8, 2 3 2 円でございます。

5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。1 款 総務費、支出済額 2, 7 0 3 万 6, 2 6 7 円、2 款 保険給付費 6 億 1, 2 4 4 万 2, 9 2 3 円、3 款 老人保健拠出金 4, 5 8 2 円、3 款 介護保険納付金 5, 0 1 4 万 1, 8 6 8 円、5 款 共同事業拠出金 9, 7 1 9 万 2, 6 9 9 円、6 款 保険事業費 1, 9 4 0 万 3, 0 6 8 円、7 款 基金積立金 8, 6 7 1 円、8 款 諸支出金 1, 8 8 7 万 4,

892円、9款 公債費、支出はございません。

7ページをお願いいたします。

10款 後期高齢者支援金等1億1,815万1,607円、11款 前期高齢者納付金等9万389円、12款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額9億4,334万6,966円でございます。

続きまして、認定第3号 平成26年度甲良町下水道事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額はともに4億7,378万9,000円でございます。歳入決算額4億3,029万8,033円、歳出決算額4億2,813万9,511円、歳入歳出差引残額215万8,522円、うち翌年度繰越財源が205万円、実質残額は10万8,522円でございます。内容につきましては、めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款 国庫支出金、収入済額25万円、収入未済額1,975万円、2款 繰入金、収入済額1億6,524万1,000円、3款 諸収入1万9,900円、4款 町債、収入済額1億6,640万円、収入未済額1,820万円、5款 繰越金25万4,741円、6款 財産収入2万8,462円、7款 使用料及び手数料、収入済額8,963万6,030円、収入未済額1,245万6,150円、8款 分担金及び負担金、収入済額846万7,900円、収入未済額1,051万3,500円、歳入合計、収入済額4億3,029万8,033円、収入未済額6,091万9,650円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額6,523万9,631円、2款 下水道事業費、支出済額1,891万5,520円、翌年度繰越額4,000万円、3款 公債費、支出済額3億4,398万4,360円、4款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額4億2,813万9,511円、翌年度繰越額4,000万円でございます。

続きまして、認定第4号 平成26年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算でございます。

歳入歳出予算額はともに2,599万9,000円でございます。歳入決算額2,598万2,998円、歳出決算額2,598万2,057円、歳入歳出差引残額941円、実質残額も同額の941円でございます。内容につきましては、めくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款 県支出金、収入済額83万4,000円、2款 繰入金555万5,000円、3款 諸収入、収入済額1,959万3,

229円、収入未済額1億6,356万1,193円、4款 繰越金、収入済額769円、歳入合計、収入済額2,598万2,998円、収入未済額1億6,356万1,193円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額638万9,676円、2款 公債費1,568万1,381円、3款 予備費、支出はございません。4款 諸支出金、支出済額391万1,000円、歳出合計、支出済額2,598万2,057円でございます。

続きまして、認定第5号 平成26年度甲良町土地取得造成事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額はともに939万2,000円でございます。歳入決算額939万356円、歳出決算額939万円、歳入歳出差引残額356円、実質残額も同額の356円でございます。内容につきましては、めくっていただきまして1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款 財産収入、収入済額939万40円、2款 繰越金316円、3款 諸収入、収入はございません。歳入合計、収入済額939万356円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 公共事業用地取得事業費、支出はございません。2款 諸支出金、支出済額939万円、3款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額939万円でございます。

続きまして、認定第6号 平成26年度甲良町墓地公園事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額はともに211万9,000円でございます。歳入決算額113万5,528円、歳出決算額113万4,822円、歳入歳出差引残額706円、実質残額も同額の706円でございます。内容につきましては、めくっていただきまして1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款 繰越金、収入済額651円、2款 使用料及び手数料106万円、3款 諸収入2万6,500円、4款 財産収入1,377円、5款 繰入金 4万7,000円、6款 他会計借入金、収入はございません。歳入合計、収入済額113万5,528円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 墓地公園管理費、支出済額7万4,822円、2款 諸支出金106万円、3款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額113万4,822円でございます。

続きまして、認定第7号 平成26年度甲良町介護保険特別会計決算でございます。

歳入歳出予算額はともに7億6,385万円でございます。歳入決算額7億6,251万9,313円、歳出決算額7億5,020万2,195円、歳入歳出差引残額1,231万7,118円、実質残額も同額の1,231万7,118円でございます。内容につきましては、めくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款 保険料、収入済額1億3,892万5,375円、不納欠損額125万2,410円、収入未済額246万260円、2款 使用料及び手数料、収入済額7,700円、3款 国庫支出金1億8,551万5,542円、4款 支払基金交付金2億203万2,000円、5款 県支出金1億1,025万5,125円、6款 繰入金1億1,965万3,076円、7款 繰越金607万8,276円、8款 諸収入4万5,989円、9款 財産収入6,230円。

3ページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額7億6,251万9,313円、不納欠損額125万2,410円、収入未済額246万260円でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額3,135万471円、2款 保険給付費6億9,598万2,573円、3款 地域支援事業費1,938万8,856円、4款 公債費、支出はございません。5款 基金積立金6,230円、6款 諸支出金347万4,065円、7款 予備費、支出はございません。

7ページをお願いいたします。

歳出合計、支出済額7億5,020万2,195円でございます。

続きまして、認定第8号 平成26年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額はともに6,892万4,000円でございます。歳入決算額6,590万5,224円、歳出決算額6,590万5,048円、歳入歳出差引残額176円、実質残額も同額の176円でございます。内容につきましては、めくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料、収入済額3,912万9,828円、収入未済額16万2,622円、2款 使用料及び手数料、収入済額1万100円、3款 繰入金2,667万6,963円、4款 繰越金871円、5款 諸収入8万7,462円、歳入合計、収入済額6,590万5,224円、収入未済額16万2,622円でございます。

3ページ、お願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費、支出済額515万3,231円、2款

後期高齢者医療広域連合納付金 6,066万5,055円、3款 諸支出金 8万6,762円、4款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額 6,590万5,048円でございます。

続きまして、認定第9号 平成26年度甲良町せせらぎの里こうら運営事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額はともに1億7,837万2,000円でございます。歳入歳出決算額はともに1億7,646万4,496円でございます。歳入歳出差引残額ゼロ。うち翌年度繰り越し財源もゼロ、実質財源もゼロでございます。この特別会計につきましては、平成26年度決算をもって廃止いたすものでございます。内容につきましては、めくっていただきまして1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。1款 繰入金、収入済額 1,032万2,837円、2款 繰越金 57万9,202円、3款 諸収入 1億6,556万2,457円、歳入合計、収入済額 1億7,646万4,496円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款 事務所費、支出済額 1,585万8,373円、2款 直売所運営費 1億5,841万8,343円、3款 道の駅運営費 218万7,780円、4款 予備費、支出はございません。歳出合計、支出済額 1億7,646万4,496円でございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** それでは、私の方から認定第10号 平成26年度甲良町水道事業会計決算並びに事業報告の認定をご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成26年度甲良町水道事業会計決算報告書、収益的収入及び支出でございます。収入支出は決算額で説明させていただきます。収入の部、第1款 水道事業収益、決算額 2億696万9,117円、支出の部、第1款 水道事業費、決算額 1億9,849万7,137円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

資本的収入および支出でございます。収入の部、第1款 資本的収入、決算額はゼロ円です。支出の部、第1款 資本的支出、決算額が8,287万9,774円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額、8,287万9,774円は過年度損益勘定留保資金 99万5,539円、消費税資本的収支調整額 103万2,232円および当年度損益勘定留保資金 8,058万2,003円で補填いたしました。

続きまして、6ページをお願いいたします。

平成26年度水道事業会計損益計算書でございます。営業収益からと営業外収益から、営業費用、営業外費用を差し引きいたしました。経常利益でございます。下から8行目になります。1,907万2,980円となります。5番、特別利益から特別損失を差し引きいたしましたのがマイナスで1,190万3,366円となります。当年度純利益につきましては、716万9,614円となり、前年度繰越利益剰余金が5,679万4,480円です。当年度未処分利益剰余金につきましては6,396万4,094円となります。

続きまして、8ページをお願いいたします。

平成26年度甲良町水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。当年度未処分利益剰余金といたしまして、6,396万4,094円でございます。利益剰余金処分はゼロ円で、翌年度繰越利益剰余金は6,396万4,094円で同額でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

平成26年度甲良町水道事業会計貸借対照表でございます。資産の部でございます。固定資産といたしまして、有形固定資産、無形固定資産、投資を合計いたしました。固定資産合計といたしまして、下から8行目になります。24億5,160万6,230円となります。

続きまして、流動資産といたしまして、現金、預金、未収金、貯蔵品、貸倒引当金がありまして、流動資産合計といたしまして、下から2行目、3億3,972万2,948円となり、資産合計といたしまして27億9,132万9,178円となります。

10ページをお願いいたします。

負債の部でございます。固定負債といたしまして、合計額が9億1,128万8,926円、流動負債といたしまして、合計額が8,068万7,178円、繰延収益合計額として9億9,032万8,173円です。負債合計額が19億8,230万4,277円となります。

資本の部でございます。資本金合計額が2億3,912万2,400円でございます。剰余金の合計額といたしまして、5億6,990万2,501円となります。資本合計といたしましては8億902万4,901円となり、負債資本合計といたしまして27億9,132万9,178円となります。

続きまして、11ページをお願いいたします。

平成26年度甲良町水道事業報告書でございます。概況といたしまして、総括として、甲良町上水道では地方公営企業の目的である公共性を発揮するとともに、安全で安心できる良質な水道水の供給を図りながら施設の整備を今後、推進していきます。

続きまして、2番 議会議決事項でございます。議案番号認定第10号 議案名、平成25年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定についてを平成26年9月19日にいただいております。ほか2件の議決をいただいております。

次、13ページをお願いいたします。

工事でございます。主な建設改良工事といたしましては、水道減圧弁更新工事を実施し、ほか1件の工事を行いました。

3番、業務でございます。業務量といたしましては年度末給水人口が7,422人、年間配水量が102万6,757立方メートル、年間有収水量が87万3,606立方メートルとなります。有収率につきましては85.08%でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

事業収入に関する事項でございます。供給単価が1立方メートル当たり166円でございます。事業費用に関する事項につきましても、給水単価として1立方メートル当たり215円40銭となります。収益的収支比率につきましても77.1%となりました。

続いて、17ページをお願いいたします。

企業債および一時借入金でございます。企業債前年度末残高が10億4,333万8,645円、本年度の償還額が6,529万9,552円、本年度残高が9億7,803万9,093円となりました。一時借入金はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 質疑に先立ちまして、監査委員の木村議員から、平成26年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○**木村議員** それでは、平成26年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書を朗読させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年度甲良町一般会計および特別会計、企業会計歳入歳出決算ならびに関係帳簿証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

一般会計、歳入決算額は36億2,035万1,000円、歳出決算額は35億2,079万1,000円で、差し引き9,956万円となり、平成27年度へ繰り越した事業に要する財源2,056万3,000円を差し引くと、実質残額は7,899万7,000円の黒字で翌年度へ繰り越した。

歳入決算額は36億2,035万1,000円で、前年度と比べて1億6,621万3,000円の減となっているが、主には町税、地方交付税、町債

の減および寄付金、繰入金の増などによるものである。歳入決算における自主財源構成比率は35.2%と、前年度と比べて2.9ポイント高くなった。今後も今以上に税や使用料を確実に徴収するとともに、納付督促や納付意識の向上に努め、収入確保に最大限の努力をされたい。

収入未済額の状況を見ると、町税は不納欠損処分1,323万8,000円をした結果、4,672万3,000円で314万7,000円の減、保育園保育料等は388万9,000円で83万5,000円の増、住宅使用料は2,198万4,000円で、12万3,000円の増、学校給食費は143万9,000円で68万8,000円の増、過料は133万4,000円の増、収入未済額の合計は7,712万7,000円となり、前年度と比べて21万9,000円増えている。町税において地方税法に基づいた多額の不納欠損処理が行われているが、全体では滞納額が増加しており、社会状況の悪化など厳しい面もあるが、より一層徴収努力をされたい。特に、学校給食費や保育料、住宅使用料は利用者負担が原則であり、公平性を確保するため、積極的かつこまめな徴収事務に努められたい。また、庁内横断組織である徴収対策本部において、より効果的な収納対策を研究されるとともに、法に基づいた強固な滞納整理の執行をされたい。

歳出決算額は35億2,079万1,000円で、前年度と比べて1億3,997万5,000円の減となっているが、主には教育費、土木費、諸支出金の減、衛生費、民生費、総務費の増などによるものである。普通会計ベースによる公債費比率は9.4%と、前年度より0.5ポイント、地方債許可制限比率は7.7%と、前年度より0.2ポイント、地方債現在高比率は138.6%と前年度より7.8ポイント、いずれも低くなった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は99%で町税や普通交付税の減により、前年度と比べて5.1ポイント高くなっている。経常収支比率は通常75%以内が妥当であり、本町は危機的状況にあると言わざるを得ない。今後は歳入に見合った歳出を原則に限られた財源の重点的、効率的な配分やさらなる人件費の削減、不要不急の事業見直しなどによる歳出削減に職員が一丸となって取り組まされたい。

次に、特別会計です。

国民健康保険特別会計。本会計決算額は歳入が9億8,768万1,000円、歳出が9億4,334万7,000円で、差し引き4,433万4,000円の残額は翌年度へ繰り越した。収入未済額は不納欠損額の1,038万6,000円を除いても、4,684万8,000円となり、収納率は現年度92.4%と、前年度より1.1ポイント、過年度6.2%と、前年度より6.9ポイント、いずれも低くなった。

平成26年度の税率改正により、税額の引き上げが行われた。しかし、現年度の収納率は低下しており、過年度の収納率も年々低下している。さらに、基金の残高は14万2,000円しかなく、本会計は危機的状況であると言わざるを得ない。今後は他の保険制度加入者に不公平とならないよう、給付担当課の住民課についても、納付勧奨のサポートをしつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まれない。

下水道特別会計。本会計決算額は歳入が4億3,029万8,000円、歳出が4億2,813万9,000円で、差し引き215万9,000円となり、このうち平成27年度へ繰り越した事業に要する財源205万円を差し引くと、実質残額は10万9,000円の黒字で翌年度へ繰り越した。

汚水柵の新規申込時には、申請と同時に受益者分担金を徴収できるように、全納一括方式へ条例等の改正を行われたい。また、上位滞納者に対しては、法的措置をとるなど、実効ある滞納整理に取り組まれない。水洗化率の向上にも努力されたい。

住宅新築資金等貸付事業特別会計。本会計決算額は歳入が2,598万3,000円、歳出が2,598万2,000円で、差し引き941円の残額は翌年度へ繰り越した。収入未済額は1億6,356万1,000円と、前年度に比べて870万2,000円減少しているが、現年度の収納率は54.0%と、前年度より1.3ポイント下がっている。法的措置をとるなど、強固な姿勢で収納率の向上に努力されたい。

土地取得造成事業特別会計。本会計決算額は歳入が939万円、歳出が939万円で、差し引き356円の残額は翌年度へ繰り越した。呉竹地区3件で合計968.53平米を処分し、平成26年度末で7,287.81平米が残っているが、早急に処分をし、土地代金の回収と固定資産税の賦課に努められたい。

墓地公園特別会計。本会計決算額は歳入が113万6,000円、歳出が113万5,000円で、差し引き706円の残額は翌年度へ繰り越した。現在、まだ187区画が残っていることから、今後も早期に処分できるよう、町内外を問わず、事業者を含め、広くPRして販売の促進を図るよう、努められたい。また、墓地公園管理基金が減少しているので、早急に管理料の見直しをされたい。

介護保険特別会計。本会計決算額は、歳入が7億6,251万9,000円、歳出が7億5,020万2,000円で、差し引き1,231万7,000円の残額は翌年度へ繰り越した。今後も介護認定者が増加し、町の財政負担が増加することが予測されることから、本年3月に作成された第6期介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画に基づき、健全な運営と適切な介

護サービス等の提供が図られるよう、努められたい。不納欠損額125万2,000円を差し引いた、収入未済額は246万円で、前年度に比べると24万3,000円減っているが、不納欠損額は前年度より85万9,000円増加している。安易な不納欠損を行うのではなく、法律に基づいた事務処理を確実にを行い、悪質滞納者には差し押さえ等を含めた強固な姿勢で臨まれたい。

後期高齢者医療事業特別会計。本会計決算額は歳入が6,590万5,000円、歳出が6,590万5,000円で差し引き176円の残額は翌年度へ繰り越した。収入未済額は16万3,000円となり、前年度に比べて9万5,000円増加し、約2.4倍となっている。今後もさらに滞納が増加しないよう、徴収に努められたい。

せせらぎの里こうら運営事業特別会計。平成25年度より運用が開始された本会計決算額は歳入が1億7,646万4,000円、歳出が1億7,646万4,000円で差し引きゼロ円となり、平成26年度末をもって指定管理業者に委託するため、会計閉鎖となった。今後は一般会計において関連経費を計上の上、生産者農家の育成や拡大の支援等を行うなど、町の農業振興および活性化が図られるよう努められたい。

水道事業会計。本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億5,027万3,000円、営業外収益は4,359万3,000円、過年度損益修正益で特別利益として144万3,000円、支出の営業費用は1億5,244万9,000円、営業外費用は2,234万3,000円、水道料滞納の不納欠損額、賞与過年度引当金および破産更生債権引当額に伴う過年度損益修正損を特別損失として1,334万6,000円計上したため、当年度純利益は717万円となり、前年度繰越利益剰余金5,679万4,000円と合わせると、当年度未処分利益剰余金は6,396万4,000円となった。

有収率は平成26年度では85.1%と、前年度より3.5ポイント上昇しているが、平成21年度のピーク時にはまだ届いていない。早急に減少した原因を調査し、向上に努められたい。

収入未済額は不納欠損額の595万4,000円を除いても、4,408万円となり、前年度より146万8,000円減少している。特に悪質な滞納者へは給水停止処分をするなど、毅然とした対応をされたい。

前年度も指摘したが、早急に給水停止処分基準の見直しを行い、徴収効果の上がる体制を整えられたい。また、不納欠損処分は安易に行うことなく、一定の基準を作成し、他課との整合を図られたい。

基金の残高について。平成26年度末合計は13億1,930万2,542円で、前年度より3,431万2,504円減少している。

地方債の残高について。平成26年度末合計は85億5,435万3,000円で、前年度より3億6,378万1,000円減少している。

結論。平成26年度甲良町一般会計および特別会計、企業会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理については適正に処理されていると認められた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数については関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。財政状況は町税や地方交付税が大幅に減収したが、事務事業の見直しや経費の削減に努められたことは評価したい。しかし、脆弱な財政基盤で自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている。中でも一般会計、特別会計を合わせた地方債の現在高は総額85億5,435万3,000円で、前年比3億6,378万1,000円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。危機感を持って適切な職員の配置、効率的な組織の運営など、義務的経費等の抑制に努められたい。

町税や使用料、保険料や貸付金は町財政における貴重な財源である。滞納があることは健全な財政運営を確立できない要因であるとの厳しい現状認識を職員一人一人が持つとともに、公平、公正な徴収の認識のもと、実効ある徴収業務にさらに進められたい。具体的には、現年度分については新規未納者や収入未済額が出ないように、また収入未済額をそのまま放置することなく、適時適切な納付督促や納付義務の意識づけを繰り返し行うなど、積極的かつ誠意を持って滞納の未然防止に努められたい。また、過年度分については特に誠意の見られない悪質な滞納者には滞納処分の法的措置や給水停止を徹底して行うなど、町の強い姿勢を示し、公平で必要な措置をとられたい。

さらには、税の公平性の観点から、町税および町納付金に滞納がある場合には町の一般施策等の補助事業にペナルティを課すことも検討されたい。このため、徴収対策本部の機能がまだまだ不十分のように見受けられるので、体制の強化をし、より強力な収納対策を実施されたい。また、管理監督者は現場担当者任せでなく、担当者を支援し、みずから率先垂範して徴収に努められたい。さらには、特別会計については会計ごとに独立採算がとれるよう、適正に処理されたい。

最後に、財政危機を回避するために、職員が一丸となって合理化と経費の節減に努められることを切望して、平成26年度決算審査の意見の結びとします。

以上でございます。

○建部議長　ご苦労さんでした。決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております、認定第1号から認定第10号までの10議案について、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は26年度の決算を通して、今後の町政運営をどのような基本で進めるかという観点から、総括的と思われる諸点について何点かお尋ねをするものです。

この質問は委員会の中で回答いただいても結構ですし、今、基本的にさわられるものであれば、ざっと述べていただいても結構であります。

1つは、不納欠損の問題がきのうの全員協議会でも話題になりました。そこで、不納欠損の理由別と、それから金額を資料として委員会までに提出をしていただきたい。委員会に当日、出していただいても、目を通す、準備をするということができません。従来から委員会の中で資料提出を求められて、そこから出してくるというふうになっていますので、ぜひ用意をしていただきたいと思います。

それから、住宅新築資金は類型別、特に突出して未収金が多いわけですし、担保物権が設定をされている資金です。収入未済の金額となっています。類型別や、それから回数別など、件数と金額を提示して、資料を議員がわかるように、事実関係をふまえた論議ができるように用意をしていただきたいと思います。

それから2つ目には、決算概要の1ページにも触れられています。何度も、何年度も厳しい財政状況という表現が記されていますが、その中身が実行されているのかどうか、非常に疑問に思うものであります。そこで、湖東定住自立圏の構想で、甲良町が独自にこういうようにしたいという認識とは無関係ではありませんけども、押されて計画に進んでいくように私は思います。特に、紫雲苑の改築計画、それから給食センターの広域化、紫雲苑は当初計画が出たやつは4億円でした。実際、実行されたのは12億円を超えました。そういう点でも、それから今後、ごみ処理の広域化、新しい処理計画が進められて、ざっと施設用地買収等を入れて100億円を超すというので、ホームページにも出ています。また、広域の議会でも提示がされているところです。そういう点で、そこで1つは定住自立圏の構想から脱退をする用意があるか。それからもう1つは、定住自立圏そのものから脱退しなくとも、個別の計画、そういうものには甲良町の財政状況や規模、それから今後進めようとしていることに対しても、合わないので撤退するということの用意があるかどうかですね。例えば、ごみ処理の計画では大型、大きすぎて撤退をした小さなまちが独自で分別を徹底し、ごみの減量に成功して、撤退するというのをされている自治体もあらわれています。そういう点で、その用意があるかどうかの回答をお願いしたいと思います。

3つ目は、同和対策事業の基本的事業は既に完了しました。そこで住民の

自立への努力、それから町民の協力に感謝をする。今後、さらなる融合と交流を深めるためにも、終結宣言と完了祭、これは同和対策事業を終わった安土、それから日野など、それから全国的にもほかにあります。こういう終結宣言と完了祭を行う必要を私は感じているものですが、その用意があるかどうか。つまり、滞納問題でも、それから人口減少問題では自由記載の中に同和問題に触れる偏見もあります。それから、逆にこれ以上続ける必要がないという意見もあります。非常に強い中身になっています。そういう点では、議会と合意がまだされていない状況のもとで、もう終わるんだと、そして滞納については同和地域も一般地域ありませんよと、ちゃんと協力してほしいということと言える意味でも、完了祭が私は必要だというように思っています。

そういう3つの点で、どういう認識を持つか、どういう計画を持つか、用意があるか、ご回答いただきたいと思います。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 1つ目のご質問の欠損額の総額に関する理由別額というものの資料でございますが、火曜日が決算の説明になり得ると思いますので、その以前の月曜日にお配りをさせていただきたいなど。税についてはそのようにさせていただきたいなというふうに思っています。

○建部議長 住民課長。

○山田住民課長 議員が申されました紫雲苑、それから今、進めております新しいごみ処理施設に関することについて、個別的に甲良町が脱退する用意があるのかということにつきましては、現時点で結論的には脱退する用意は持ち合わせておりません。ただ、議員もご承知のとおり、広域行政組合は共同事務を処理するために特別地方公共団体として設立されているものでございますので、その広域行政組合の運営をする中で執行側として所管課長会議、あるいは管理者会議というのがございまして、その中で十二分に議員がご心配をされるようなところをチェックしつつ、当然ながら、議会もございまして、組合の事務局の方からは特に新しいごみ処理施設については、その内容について全協を含めて組合議会の議員の方にも情報を流していくというようなこともお聞きしておりますし、そういう中で損はないといいますか、無駄のないようなところでありますとか、あるいはこの1市4町の広域におけますところのごみ処理施設というのが円滑に進められるように今、取り組まれるものというようなことを認識していく中で、甲良町もその構成市町の1町として取り組んでまいりたいというふうに担当課としては思っているところでございます。

以上でございます。

○建部議長 人権課長。

○陌間人権課長 新築資金の未納者の件数、また同和問題についての終結宣言等々ご指摘いただきましたが、来週行われます委員会にもってまた報告させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○建部議長 ほかにございませんか。

西澤議員。

○西澤議員 関連して、人権課の方向から再度聞きますが、当日ではなくて、住宅新築資金の類型別件数、以前も出していただいておりますが、26年度に関わる未済額、滞納額の類型、これの資料を出していただきたい。事実をふまえた論議になりますので、よろしくお願ひしたい。

それから、水道もあります。水道も不納欠損、それから滞納の金額、ありますので、それで資料の提出を類型別でお願いしたいと思ひます。

○建部議長 水道課長、よろしいか。

(「はい」の声あり)

○建部議長 ほかに。

西川議員。

○西川議員 4番、西川です。今の西澤議員の質問にも関連しますが、それと監査委員の審査意見書にもありますとおり、不納欠損、収入未済額、この辺に関して、きのうの全協でも申し上げましたけど、やはりここを解決していかないかんといい発想が必要だと思ひます。その辺のところ、資料として出していただくのに、不納欠損にした理由とかいうのが何かわかるような方向性と、それとどういふ方が払えないのといふ段階があると思ひますね。生活保護者だとか、母子家庭だとか、払えるのに払えない人がいてるとかいう話と、それとどういふ措置をとられて、入金された方がいるのかとか、そういうようなことがある程度わかるような資料がいただきたいなといふふうに思ひます。

それから、トイレの水洗化率のところの話ですが、広報にも載っていますけど、水洗化率が非常に伸び率が悪いと、これもその辺の中身のことですよね。年寄りだから、もうされないだろうとか、いろんな判断基準があるかと思ひますよね。それ、いつまでたっても100にはならないといふ発想もあるかもわかりませんが、やはり伸びていかない理由、それとやっぱり行政職の努力の問題、どうやって日々努力しているのと、そういうことがわかるような回答はいただきたいと思ひます。

○建部議長 ほかに。

金澤議員。

○金澤議員 10番、金澤です。総務課長にちょっと言っておきますけど、職

員の中に滞納している職員がいるらしいんです。滞納。だから、一応それも調べて、名前はちょっと個人情報もありますので、聞いている情報で、やはり職員としては本来、町に対して納税義務があるのに、一生懸命やっているのに、職員が滞納しているのはどういうことかと、それが事実かどうか、その辺を知りたいので、ひとつよろしく。後日で結構です。

○建部議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第10号までの10議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

15分間、10時45分まで。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第16 議案第42号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第42号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成27年9月4日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○山田住民課長 それでは、甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。甲良町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第2 住民基本台帳カード交付手数料の項を削る。別表第2に次のように加える。

通知カードの再交付1枚につき500円、個人番号カードの再交付1枚につき800円。付則 この条例は行政手続における特定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、別表の改正規定、通知カードに係る部分に限るは番号法の施行の日であります平成27年10月5日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 42号から44号に共通する点ですので、共通の討論とします。

マイナンバー制度はもともと国民の個人情報流出の危険性が極めて高く、導入はやるべきではないとの声が強いものであります。国民総背番号制と言われる所以は、今後、福祉関係や診察歴など広範な個人情報事項をこの制度の中に増やしていくことを政府は表明しています。年金機構の大量流出事件は、奇しくもマイナンバー制度の致命的弱点をさらけ出しました。政府はこの事件を受けて、少なくとも10月1日実施を延期して、基本的な検証をしなければなりません。ところが、全く反省せず、年金機構任せで地方自治体と国民にこのリスクの高い制度を押しつけようとしています。本町としては受け身の立場であります。10月1日からの実施延期を求めるべきだと思います。

以上、個人情報の管理の問題も根本的に解決していない中での準備の一部であり、容認することができないことを申し上げて反対討論といたします。

○建部議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程17 議案第43号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第43号 甲良町個人情報保護条例の一部を改正する条

例。

上記の議案を提出する。

平成27年9月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 議案第43号 甲良町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴いまして、現行の甲良町個人情報保護条例に特定個人情報の適正な取り扱いが確保されるための規定を新たに追加する改正であります。

第2条関係は用語の定義を追加するものであります。

第2号 特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報であります。

第3号 情報提供等の記録とは、番号法第23条第1項および第2項に規定する記録に記録された特定個人情報であります。

第10条 保有特定個人情報とは、職員が職務上作成、取得した特定個人情報で組織的に利用するものとして保有している公文書に記録されているものであります。

第13条の1項は、番号法では特定個人情報については本人の同意だけでは目的外利用ができないため、保有特定個人情報を適用除外するものであります。特定個人情報の利用の制限であります。第13条の2の第1項は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならないということであります。

第13条の2の第2項 利用目的以外の目的に利用できるのは人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であります。本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのある場合は認められないということであり。情報提供等の記録の利用の制限であります。第13条の3で利用目的以外の目的のために情報提供等の記録を利用してはならない。

2ページをお願いします。

特定個人情報の提供の制限ということで、第13条の4 特定個人情報を提供できるのは番号法第14号の各号に該当する場合だけあります。第14条として、番号法の第19条の各号により、特定個人情報を提供できる場合が限定されているため、保有個人情報から保有特定個人情報を除いたものであります。

第16条第1項 番号法では情報提供ネットワークシステムによるオンライン結合の提供を可能としているため、原則オンライン結合による提供を禁止しているこの第16条においては、特定個人情報を提供する場合はオンライン結合の提供を可能とするものであります。

第18条の2、第19条の2、第20条の1項は保有特定個人情報については本人の委任による代理人も可能とするものであります。第27条第1項は、番号法で情報提供等の記録の開示、訂正請求についてほかの機関への移送を認めていないため、移送を認める第27条から情報提供の記録を除くものであります。

第30条 番号法では保有特定個人情報の開示請求者が経済的困難、その他別の理由がある場合は手数料を減額し、または免除することを可能としているため、同様にするものであります。

3ページをお願いします。

第31条第2項、32条第3項は18条などと同じで、保有特定個人情報については、本人の委任による代理を可能とするものであります。

第33条第2項 番号法では、情報提供の記録を訂正した場合は必要があると認められるときは総務大臣および番号法第19条第7号に規定している情報照会者または情報提供者に通知することになっており、同様に通知するものであります。

第37条第1項は、27条と同じく番号法では情報提供等の記録の開示、訂正請求について、ほかの機関への移送を認めていないため、移送を認めている第37条から情報提供の記録を除くものであります。

第39条の1項、第39条の2につきましては、番号法では特定個人情報の利用の停止には収集制限、ほかの制限に対する違反、利用者の制限に対する違反、ファイル作成に対する違反、提供制限に対する違反が思慮される場合も請求できるため、第39条から保有個人情報を除き、第39条の2で新たに規定するものであります。また、番号法では情報提供の記録は利用の停止の請求が認めていないため、情報提供の記録を除いたものであります。

4ページをお願いします。

第40条第2項 第18条などと同じで、本人の委任による代理人も可能とするものであります。

第51条第1項第1号 統計法が全部改正されているので、その年の法律番号に改正するものであります。

最後であります。第52条第1項 ほかの法令等で条例と同じ方法で開示する場合は保有特定個人情報の開示も認められているため、保有個人情報から保有特定個人情報を除いた情報はほかの法令等でしぼられず、開示を行

うものとする。ただし、その情報はほかの法令を優先するものであります。
付則として、この条例は平成27年10月5日から施行するものであります。
以上であります。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第43号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。
起立多数であります。
よって、議案第43号は可決されました。
次に、日程第18 議案第44号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○陌間事務局長 議案第44号 甲良町情報公開・個人情報保護審査会条例の
一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成27年9月4日。
甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。
企画監理課長。

○中川企画監理課長 議案第44号 甲良町情報公開個人情報保護審査会条例
の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は今ほどの甲良町個人情報保護条例の改正により、併せて改正
するものであります。第2条第1号中甲良町個人情報保護条例第2条第2号
を甲良町個人情報保護条例第2条第4号に改める。第3条第1項に次の1号
を加える。3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価について意
見を述べること。

第6条第1項中第3条第1項第1号を第3条第1項第1号、これ、文字の
誤りですが、に改め、同条第5号中第3条第1項第2号の次に、および第3

号を加える。付則として、この条例は平成27年10月5日から施行する。
以上であります。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第44号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。
(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。
起立多数であります。
よって、議案第44号は可決されました。
次に、日程第19 議案第45号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○**陌間事務局長** 議案第45号 平成27年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。
上記の議案を提出する。
平成27年9月4日。
甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。
総務課参事。

○**宮川総務課参事** それでは、補正予算書の表紙裏面をご覧ください。
平成27年度甲良町一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,347万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億8,037万7,000円とするものでございます。また、補正後の歳入歳出予算の金額等につきましては、第1表 歳入歳出予算補正の表で説明をさせていただきます。地方債の補正につきましては、第2表 地方債補正の表で説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、11款 分担金及び負担金、補正額6

06万円、13款 国庫支出金522万6,000円、14款 県支出金3,814万7,000円、17款 繰入金900万円の減、18款 繰越金3,789万7,000円、19款 諸収入485万4,000円の減、20款 町債2,000万円、歳入合計、補正前の額35億8,690万1,000円、補正額9,347万6,000円、合計36億8,037万7,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出でございます。1款 議会費、補正額13万6,000円の減、2款 総務費1,345万7,000円、3款 民生費5,750万9,000円、4款 衛生費254万4,000円の減、6款 農林水産業費590万3,000円の減、7款 商工費321万6,000円の減、8款 土木費263万7,000円。

3ページをご覧ください。

9款 消防費2,284万2,000円、10款 教育費773万9,000円、12款 公債費188万1,000円の減、13款 諸支出金297万2,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

それでは、4ページをご覧ください。

第2表 地方債補正、起債の目的、緊急防災・減災事業債2,000万円、補正後2,520万円、計2,000万円、補正前1億5,280万円、補正後1億7,280万円。

以上で説明を終わらせていただきます。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点、お尋ねします。

1つは13ページの地域密着型サービス施設整備補助金の中身であります。まずどのような計画であるか。全協では28年4月に稼働をする予定だと、小川原地先に開設をするということではありますが、中身、どのような計画をされているのか。

それから、運営主体はどこが担うのか、2つ目です。

それから、ここだけでは今の需要は足りないというように思いますが、町内に順次増やしていくと、こういう計画で進めようとしているのか、お尋ねします。

それから、この小川原地先に開設をする地域密着型サービスの施設は定員のどのようなものか。

それから、もう1つ、5点目は買い上げか、それとも賃貸か、この5点、よろしくお願ひします。

それから、もう1つは17ページの防災センターについてであります。全協でも、防災センターの論議がありました。そこで私は2つ質問をしておきたいと思います。

1つは、このなぜ必要かの中にも書かれていますが、一堂に集まれる施設が要するというのが大きなメインになっているように思いますが、一堂に集まれないことでどのような支障が生じると考えているのか。それから、また過去にそのような事例が生じたことが実際、あったのか。県下で見ましても、全国で見ても、単独の防災センターが設置をされているところは非常に数少ないです。それぞれ、隣の彦根や、それから多賀、その他でも、一堂に集まれるところは公民館など、いろんなところを活用して全職員が集まれるようにしています。本町の場合でも、公民館の2階で一堂に集まれるスペースがあります。そういう点で、この一堂に集まれるというのが大きな必要論のメインになっていると思いますが、その集まれないことでの支障をお聞かせください。

それから、2つ目にこのような重要な施策の国の支援を、期限を定めること自体が不当であります。これは以前から言っています。地方自治体が体制を整えられるまで継続すべきだと考えるものでありますし、町としてはこの事業債を活用しようとした際に、継続するように、そして町民の合意が進むようにということ働きかけるのが正当だと思いますし、筋だというように思います。そういうような政府に働きかけをしたことがあるのか。政府に陳情に町長も行かれていますし、関係課長も行かれています。そういう点では、国会議員通じて、ないしはまた陳情を通じて、それから他の自治体とも連携をして、継続するよにということ働き掛ける必要がありますが、そういうことをされたのかどうか。

隣の彦根市の2人の議員の例を私、全協でも言いましたが、国交省に継続してほしい、それから継続が可能なのかということでお尋ねと陳情に行かれたことを聞いています。そういう努力を行政としてした上で提案しているのかどうか、お尋ねします。

この防災センターについては2点です。

○建部議長 まず、保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 地域密着型のサービスについてご説明申し上げます。

まず、計画ですが、小規模多機能ということで、泊まりと通いとヘルパーの3つのサービスを組み合わせたサービスということで、定員といたしましては、登録は29名まで、通いは18名まで、泊まりは9名までということで計画をしております。施設自体は賃貸でございます。

それから、今後の計画といたしまして、ますます高齢者が増えてくるとい

うことで、甲良町の他の地域にも必要とは考えておりますが、まだ具体的には進んではおりません。運営主体は、社会福祉法人湖東会の運営主体でございます。

以上でございます。

○建部議長 続いて、総務課長。

○中川総務課長 防災センターの件ですけれど、議員がおっしゃる、人が集まるということだけを重きに置いているわけではないということをお話しさせていただきます。

甲良町の場合、防災拠点がないと。それから、公民館については広域避難所になっておりますので、いざそういうときになった場合には使えないということになります。それと、備蓄関係ですけれど、甲良町の備蓄、まだまだ不十分でございます。備蓄している場所も保健福祉センターのたまたま空いている場所に保管しているだけでありまして、スペース的なこと、それから備蓄する資機材の内容についてもまだまだ不十分で、それらをこれから整えておく必要がありますので、それらを含めて防災の拠点ということが必要になってくると考えております。さらには、防災拠点ではいざというときのみならず、日ごろから防災、減災に努める拠点ということで、そこを使いながら住民さんに対する啓発、教育など含めて防災意識を高めていくという拠点にも活用したいというふうに考えております。

それと併せて、再三申し上げております、建設水道課の入っておりますブロック建ての建屋、それから西側の倉庫、そこら辺の改修が早急に必要やということでもありますので、そういうことを併せて防災センターの整備を考えているということでございます。

もう1点、いわゆる緊急防災減災対策債のことについて国へ要望したのかということですが、国に対して直接要望した事実はございませんが、そのピンポイントではないんですけれど、町村会を通じて、それらのことについての要望というのは出させていただいております。

甲良町におきましては、平成24年から防災センターということをお申し上げておきまして、先ほどの建屋、危険建物の改修等も含めて、次、そういう交付税なりがあるかどうかというのを待っておられないという状況もでございます。彦根市の場合は、今、計画が出てきて、まだ詰まっていないという状況で、多分間に合わないということも含めて要望されているんやと思うんですけれど、うちの場合はもう数年前からそういう計画でお話をさせていただいていると思いますので、そういうことを抜きにして、今、やるタイミングではないかということをお考えしております。議員のおっしゃる、そういった意味も含めて、改めて国に要望、働きかけをした事実はないということでございます。

います。

もう1点、申しわけないです。今まで人が集まらないことで支障があったのかということですが、甲良町では今まで防災対策の委員会を招集したことがございません。ですので、1回もまだそういう職員100人全員を集めた実績はございませんけれど、今後も含めてそういうことが必要になってくる。今回は13日に防災訓練をさせていただくんですけど、今まではそういった訓練が実質行われていなかったこともありますので、そういうことも含めて、100人全員を招集しての訓練を1回やってみたいということもふまえて、ちょっと考えておりますので、その場合におきましても、どないしようという、今、頭をひねらせている状態での取り組みですので、併せてご報告させていただきたいと思います。

以上です。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 防災センターに関しての国への要請の件ですけれども、つい最近では3月の議会、住民合意が揃っていないということで賛成者も含めて設計費の2,000万の減額の可決がされました。そういう点では町民の私も指摘をしましたが、町民世論を反映したものであります。そういう点では、町民の世論を、合意を整える上でも、この期限、つまり頭が迫っている点では、町として何とでもというように思っておられると思いますが、国はそうではなくて、計画が進んでいるならば、柔軟に対応しましょうというように対応される場合があります。そういう点でも、折衝をして甲良町の状況を陳情に行くべきだと思っておりますし、町村会を通じてではなくて、直接に今のこの現状から見ても、やっておく必要があるだろうと思えます。

それから、2つ目は地域密着型のところですが、早かったのもう一度言ってもらえますか。泊まり、通い、それからそれぞれの定数があるというように回答いただきましたが、もう一度すいません、よろしくお願いします。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 事業所の登録者は29名までです。通いの利用者は18名まで、泊まりの利用者は9名までというのが基本です。

○**建部議長** ほかに。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

なお、討論、採決は最終日18日に行います。

次に、日程第20 議案第46号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第46号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成27年9月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**山田住民課長** それでは、平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）を説明させていただきます。表紙裏面をお開きいただきたいと思ひます。

平成27年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,628万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,641万7,000円とすることを願ひするものでござひます。

それでは、1ページをご覧ください。

歳入第1表、歳入歳出予算案補正、歳入、4款 療養給付費交付金、1項 療養給付費交付金、補正額278万1,000円、8款 繰入金、2項 他会計繰入金、補正額83万円の減、9款 繰越金、1項 繰越金、補正額4,433万3,000円。歳入合計、補正前の額10億9,013万3,000円、補正額4,628万4,000円、合計11億3,641万7,000円でございます。

2ページをご覧くださいと思ひます。

歳出、1款 総務費、1項 総務管理費、補正額54万6,000円の減、8款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、補正額1,255万3,000円、10款 後期高齢者支援金等、1項 後期高齢者支援金等、補正額18万9,000円、12款 予備費、1項 予備費、補正額3,408万8,000円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしく願ひいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第47号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第47号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成27年9月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** それでは、平成27年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ297万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,001万6,000円とお願いするものでございます。

それでは、次のページ、1ページをお願いいたします。

歳入でございます。5款 繰入金、補正額297万2,000円でございます。歳入合計といたしまして、補正前の額、4億6,704万4,000円、補正額297万2,000円の増額で、合計が4億7,001万6,000円となります。

2ページ、お願いいたします。

歳出でございます。1款 総務費297万2,000円の増額です。歳出合計は歳入合計額と同額でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第48号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第48号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成27年9月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**山田住民課長** 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算書（第1号）をご説明させていただきます。表紙裏面をお願いいたします。

平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算は次に定めるところによります。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額を239万6,000円とすることを願います。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、5款 繰入金、1項 基金繰入金、補正額34万円、歳入合計、補正前の額、205万6,000円、補正額34万円、合計239万6,000円を願います。

2ページをご覧いただきたいと思います。

歳出、1款 墓地公園管理費、1項 墓地公園管理費、補正額34万円、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしく願いたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第49号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第49号 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成27年9月4日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 平成27年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。予算書裏面をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,232万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億7,316万2,000円とすることを願います。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、3款 国庫支出金120万円、4款 支払基金交付金265万1,000円、6款 繰入金83万9,000円の減でございます。7款 繰越金931万7,000円、歳入合計、補正前の額7億6,83万3,000円、補正額1,232万9,000円、合計7億7,316万2,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

歳出、1款 総務費36万1,000円、2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費100万円の減、4項 高額医療合算介護サービス等費100万円、6款 諸支出金1,332万6,000円、7款 予備費135万8,000円の減でございます。歳出合計は歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 同意第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 同意第3号 甲良町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成27年9月4日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。
町長。

○**北川町長** 甲良町教育委員会教育長の任命につき、同意を求めることについて。平成27年10月1日から教育長として次の方を任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律による改正後の地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

1、住所 犬上郡甲良町大字長寺92番地。2、氏名 橋本悟。3、生年月日 昭和29年11月18日生まれでございます。

橋本悟氏は、昭和52年、甲良中学校に勤務され、本年3月まで38年間の長きにわたり、教職に従事されました。現在は甲良町教育委員会に勤務をいただいております。その間、甲良西小学校校長を3年間、甲良東小学校校長を2年間務められ、地元の教育に多大な功績を挙げてこられました。また、教育行政に長く関わられ、彦根市教育委員会人権教育課長、学校教育課長、そして甲良町教育委員会学校教育課長を務められ、学校現場への指導にも長けておられます。このような豊富な経験と見識を生かし、教育長としてこれからの甲良町の教育の発展にご尽力をいただけるものと存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、今回の教育長の任命は教育委員会制度の変更により、教育委員ではなく、教育長をお願いするものであり、任期は平成27年10月1日から平

成30年9月30日の3年間であります。よろしくお願ひします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

西川議員。

○**西川議員** きの中の全協でもちょっとお願ひしたところではありますが、あれ、裏づけなく言っていたわけじゃないんです。所信表明の話なんです、要は新教育長という形の法律改正になったわけですね。それは町が任命するというふうな形で法律が改正されているはずで、それで、その中に議会の同意というのがあるんですが、教育長の任命の議会同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、新教育長の資質、能力を従前にチェックするため、例えば候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられることということもうたわれているわけですね。その辺のところ、私、ちょっといきなり言ったからかもわかりませんが、今回は無理としても、別な機会にそういう形をとって、教育長さんの資質を聞きたいというふうにも思います。その辺のところ、こういうところにあったということで、無謀に言ったわけじゃございませんので、そういうことを後でまた調べていただいたら結構だと思いますが、去年の7月17日付で出ているかと思ひます。その辺のこと、よろしくお願ひします。

○**建部議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 賛成討論をいたします。

賛成討論に当たって、今、教育長の任につく点での同意というように、法改正を受けての初めての同意であります。そういう点でも、政治的に従属させられる内容が非常に強いものであります。従来の制度であっても、町の政治的意向を非常に大きく影響を受けてまいりました。そういう点では、今度は法的にもそのことが裏づけられるという内容になります。そういう点では人格の形成という教育の大事な役割、それから子どもの権利、教育のしっかりした権利を守るという立場から任務に当たっていただきたいと思ひます。

甲良町においては、さまざまな問題、不正もあります。それから、同和問題の複雑さもあります。そういう点でも、タブーを廃して、だめなものはだめと、しっかりとと言える教育長の役割をしていただきたいと思ひます。

最後に、文科省、それから県教育委員会も、この教育委員会の制度の私たちは改悪と考えていますが、改定を受けてさらに教育内容の介入に強めてくることが考えられますし、現に教科書の採択をめぐってはいろんな動きがあ

ります。そういう点でも、教育の中立性、それから改めて人格の形成という点でも、そこに邁進をして、真っ直ぐに筋を通していただきたい。でないと、特に甲良町の中の教育、水準の問題がいろいろ言われますけども、やはり子どもたちが輝いて学校に行ける、そして教育に邁進する先生たちの環境、そして最終的には人格の形成が一つずつ積まれる。20年、30年の仕事ですので、そういう点ではそのことを心得ていただいて任務に当たっていただくことを希望して討論といたします。

○建部議長 ほかに。

西川議員。

○西川議員 賛成討論をさせていただきます。

橋本さんは町長の報告にもありましたとおり、確かに優秀な方だと思います。同意いたします。改めて希望としては、今、人口減少が叫ばれる甲良町ですが、その中で、教育行政の中でやはり新しい考え方もって、今、全国で学力調査、きのうもちょっと言おうと思ったんですが、学力調査で滋賀県はランクが物すごい低いと、その中でつまびらかにはしていただけないんでしょうけど、甲良町の地位がどれぐらいのところにあるのかというようなことがやはり心配なところであります。その辺のところを十分にお考えをお持ちだとは思いますが、人口減少を防ぐためにも、やはり甲良町の学校の生徒にしたら、成績が上がってきたと、移住させようかというような形がとられる、やはり人を増やしていくために、子どもさんがいないことには増えない、そういうところもあるわけですけど、そういうふうな明るい甲良町にしていくというような、学校教育も十分に満足なものにさせていただいて、成績優秀、ランクアップ、その辺がしていただけることを願って賛成討論としたいと思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 10番、金澤です。私も賛成討論をいたします。

橋本さんについて、私もいろいろな立場から、その人柄とかいろんな誠実な人柄とも十分理解していますし、今後甲良町の教育全般をお任せするような立派な方と私は思っています。

ですが、先ほど西澤さんが言われたように、教育長として担う重要な職責に鑑みというところで、やはり昨日、全協で西川議員、そして西澤議員から発言があったように、このような大事な人事案件はですね、町長、やはりその人なりを我々、理解する必要があります。だから、これを言いたいのは、過日の町長選挙、今の堀内教育長が公平性を守らずに、教育長という立場がありながら、町長の個人演説会に行った。悪いことは、自分は後から認めて

います。私は、前回は堀内教育長の就任については賛成討論もしました。堀内教育長の人柄も知っていましたし、ずっと以前は。しかし、こういうことを、公平、公正さを欠くということは教育長としてどうかということで私も一般質問の中で追及もしましたし、しかしこういう結果になって、私は本当に残念だと思っています。

今後、こういうことがないように、やはり事前にこの大事な案件はその本人のプロフィールとか、本会議で所信表明演説ができなければ、質疑もできなければ、やはり何らかの形でプロフィールを出してもらったり、我々議員からいろいろ質問状を出して、この所信表明演説を、この案件を出すまでにどこかの場所で行っていただきたい。その中で我々がその人なりを評価して、やはり賛成するか、反対するか、そういう結果を求めていきたいと思いますので、これからそういう方法でひとつ進めていくことを望んで賛成討論とします。

○建部議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第3号は同意されました。

次に、日程第25 同意第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 同意第4号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成27年9月4日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

甲良町公平委員会委員のうち、1名が任期満了となるため、次の者を選任することにつき、地方公務員法第9条の2、第2項の規定により、議会の同

意を求めます。

住所 犬上郡甲良町大字金屋318番地、氏名 片岡佐一、生年月日 昭和24年3月25日。

片岡佐一さんは龍谷大学経済学部を昭和46年に卒業し、滋賀県職員に採用され、平成21年3月に定年退職をされました。県職在職中は主に出納局関係の職務経験が長く、地方公務員法にも精通されており、また公平委員の職務も理解されており、行政の知識、経験とも豊富であることから、適任者であると判断し、今回、再任をお願いするものです。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第4号は同意されました。

次に、日程第26 発議第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第4号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成27年9月4日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 丸山恵二議員。賛成者 同じく西川誠一議員でございます。

○建部議長 本案につきましては、議会運営委員会の丸山恵二委員長から提案説明を求めます。

丸山恵二委員長。

○丸山委員長 発議第4号 甲良町議会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。

今回の規則改正の理由は甲良町議会会議規則第2条において、病気やけが等による通常の欠席届を提出しているが、今回、第2項を追加して、議会における欠席届出の取扱いに関して、社会情勢などの勘案をし、出産の場合の欠席届について、新たに規定するものです。甲良町議会会議規則の一部を改正する規則、甲良町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条 次の1項を加える。2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

付則 この規則は公布の日から施行する。

どうぞよろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第4号は可決されました。

ここで時間がございますが、どうかな、1人、一般質問と思ったんですが、一応お昼の休憩にして、ただし、午後1時15分にいたしたいと思いますが、それでよろしいですかね。

(「はい」の声あり)

○建部議長 それでは、暫時休憩をいたします。

(午前11時42分 休憩)

(午後1時15分 再開)

○建部議長 再開いたします。

次に、日程第27 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、質問時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめ

て質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、2番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○**阪東議員** 2番 阪東です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問の方をさせていただきたいと思います。質問の中については、前回、また前々回の一般質問のフォローも含まれておりますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

まずは、今年度新たに予算化をされました防犯灯のLED交換に対する助成について伺います。

今年度、当初予算を全員協議会で質問をいたしました。各字が保有する防犯灯の数、実態はどうですかとお聞きしましたがけれども、全く町の方には把握しておられないということで、今回の当年度の申請において、全体の数を把握するとお聞きしました。そこで、現在既にLEDの助成の執行もされている字もあると思いますけれども、町全体で交換を必要とする総数はどれほどあるかについて質問させていただきたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** すいません、数を申し上げますと、町全体で字の管理の分です。840です。そのうち既に実施されたものを除きますと、必要な数はあと730余りということになっています。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** かなりの数があるということで、一応今年度予算というところで100万円予算化をされております。それで、改修総数に対しまして、実際、既に今、730というのは今年度分ではなく、これから改修もするのを含めてというふうな形になろうと思うんですけども、それが今、答えを出していただいたというところで、これを一応3年をめでこの事業は執行していくんやと、例えば100万円であれば、1灯につき1万円の助成という形でお聞きしていただきましたので、それ以上かかるとしても、大体100灯ぐらいいか年間できないと思うので、そうすると、この3年に対しては到底7年以上かかるというところになってくると思います。そういった意味で、これも各字の公平性を期すために、やっぱりどこかで今の町長の任期中については3年間で全部していくような姿勢が必要やと思うんですけど、それに対しての思いはどうなのかお聞かせ願いたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 金額で言いますと、全部やりますと、おおよそ600万ぐらい要すると思います。今の数の進捗率でいうと、35%ぐらいが終わっていると。おっしゃるように、今年の予算の100万では到底追いつかないと。今

年も若干補正をさせていただいて、今年は123灯整備をさせてもらった残りがあと730弱必要であるということで、3年でいきますと毎年これから250万要するという計算になります。今年100万の250、250の600万。なので、3年でいって、そのぐらい。1年延ばさせてもうても、170万ぐらい要ということですが、できれば3年以内をめどに予算のやりくりしながら、あるいは、ちょっとこれ、わかりませんが、今の人口減少の関係の交付金をうまく使えるようであれば、それも充てながらということでは考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** やっぱりLEDについては、区の負担金というのものも、逆に安くなるようになってこようかと思っておりますので、是が非でもやはり進めていって、3年のうちには完了できるようにしていただきたいと思っております。補正が必要であれば、やっぱり12月、またそういう補正の必要なところに対して打ち出してもらって、みんなのためになる部分については、やはりスピードを上げてやっていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、空き家についてお伺いたします。

今年5月に全面施行されました、空き家対策特別措置法というもので、危険な空き家の所有者に対して市町村が改修などを勧告し、最終的には行政代執行という、強制的に撤去に踏み切るところが認められたとなっております。中には、登記簿などを調べても、空き家の所有者や相続人がわからんというふうなケースも多々あるというもので新聞記事で見たわけなんですけれども、国土交通省につきましては、平成16年度に所有者不明というところに対しては第三者管理というところについて必要な措置をとるというもので、試験事業、現在、パイロット事業というので企画をされているということで、わからんと言うても、最終的には国のものになるのかなという形になってこようと思っております。

そういった中で、空き家という、単なるあそこ空いているというふうな形のものが空き家というのか、行政的に空き家という判断基準、また定義、それをどういう形で、今後、甲良町としても、どういう定義を持っていくのかについて、その基準、定義を含めて、既にはそういうふうな骨格が定められていると思うので、お聞きしたいと思っております。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 空き家の判断基準、定義ということのご質問だと思っております。

議員、おっしゃるとおり、平成26年11月に公布されて、27年5月で完全施行となりました、空き家等対策の推進に関する特別措置法でございま

す。その中の空き家等ということの定義でございます。建築物またはこれに付随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態、つまり1年以上あるものおよびその敷地を言うと定義づけられております。その中でも、先ほどありました、倒壊など、著しく保安上危険となるおそれのある状態、また著しく衛生上有害となるおそれのある状態、また適切な管理が行われないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状態にある空き家、この空き家のことを特定空き家と定めるというふうになっております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほど、法律的に書かれているとおりにおっしゃっていただきました。1年以上ということ、ここでやっぱり決めておかんとあかんのは、例えば水道が1年以上とまっているのか、電気、それがとまっているのか、そういう家を甲良としては空き家にするのか。ただ、いろんな形でちょっと置いておくというのもやね。いろいろ基準を見たんですけど、そういうところに対して、水道、電気というところを空き家にするんやというところもありました。それはどうなんですかねというのが、法律では特定空き家等とか書いているんですけど、どうなのかなとお聞きしたんですけども、もう1回、その水道、電気についての基準をどう捉まえるのかお伺いしたいと思います。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 先ほど申しましたとおり、法で定められてあるところを空き家としているところでありまして、条例等、町で定めるといふようなところまで至っておりません。それで水道、電気、それについても今後の検討課題になると考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** すいません、この問題についても、またいろんな重加算というふうな場面も出てくると思うので、やっぱりしっかり決めるというので、今後、定義づけ、基準づけというのをしてほしいなと思います。

ということで、今の特定空き家という形のもので、法的基準しかないということで、それで甲良町ではその基準に合致する家屋というのは何戸あるか、一応お伺いしたいと思います。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 今の特定空き家の定義ということではまだ調べられておりません、実態として。ただ、空き家バンクを考えたときに、2月26日開催のまちづくり協議会の方で各区長さんに、区長さんが把握している空き家はどれだけあるかという調査依頼をしました。1年間通して区長さんが見て空いているという家と、盆と正月にだけ帰ってくるという2種類の調査依頼

をしました。その関係で調査拒否も含めて、2字はちょっと報告がないんですけど、11ケ字を集計しますと、年間通しての空き家が49戸、たまに帰ってくる空き家が83戸、合計132戸という数字だけしかまだつかんでいないのが現状です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 空き家もどんどん増えていって、これからやっぱりできるだけ帰ってきてもらうというものについて、そういうふうな税の負担という形も今後は考えていかんならんところもあると思うんですけども、空き家指導という形については、町から直接は働きかけるというのは大変かと思うんですけども、これについてどのように指導されるのかについてお伺いしたい思います。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 空き家等の特別措置法ですけども、その法に基づいたガイドラインでもって、今後、実施のための立入調査、指導、勧告、命令、代執行の措置などを判断して対処していきたいというふうに思っております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 この問題もやはり甲良については重要な課題になってくると思うので、できるだけそういうおうちがないように、町としても基準づけ等、やはりそういうふうな空き家にされた部分についてはできるだけ利用をしてももらうというふうな形については心がけていただきたいなと思っております。

それでは、続きまして、災害要援護者登録についての質問をさせていただきます。

実は、先日の台風15号は中心が500キロ離れている、この甲良に強い風が吹いたということで、今後、発生する可能性がある東南海地震というものだけではなく、今後、このような地球温暖化が原因で、海水温の上昇により、台風が大型化になってくるというのが、皆さん、ご承知やと思います。その中で、このまま進んでいくと、今世紀後半には、先日、アメリカの方でハリケーン、カトリーナというもので風速60メートルというところで極めて高い台風が発生しました。これは今、スーパー台風という文言で言っているわけなんですけれども、この台風がやはり近い将来日本にも襲うということで、中心気圧が、これは名古屋大学気象研究所ということで、この9月7日にまとめられました。これは一応最低気圧というのが866ヘクトパスカルという形のもので、中心の最大風速が80メートルで大概の家は飛ばしてしまうという形になってきます。

大学が言うてはるのは、このまま温暖化が進んだら、極端に大きな台風が発生するのは、これは不思議でも何でもないということ、いかにやはり住

民の命を守るということについては行政の課題やと思うんです。そういった意味で、現在、審議中の防災センターについても、甲良の軽減対策を講じる拠点となるものやというふうに私は思っております。

先日の台風で、一人暮らしの本当に高齢者がどうしようというか、何もせんと急に風が来ましたので、ああいう場合にはやっぱりお年寄りという、事前に要援護の方を登録してもらって、そこにすぐに防災センターの一角という形で、1日やはり休んでもらうという施設が僕はあってもええと思うんです。それは贅沢でも何でもない考え方で今後進めていってほしいなというふうに思っております。

前回のフォローになるんですけれども、この高齢者が増えるにつき、その高齢者の所在地とか、町としての十分認識が必要であると思うので、やはり毎年高齢者については、どこにおられるのかという、どこのお医者さんにかかっているのかというダイレクトメールで、その内容を更新していくというのがやはり大きな課題やと思います。そういった中で、過去の一般質問で私が要援護者で受けました。その中では、一応高齢者が531名のうち115名が要援護を希望されているというふうな回答でしたので、それを今現在、1年たつかもわかりませんが、その中身についてどのような更新があったのかという人数をお知らせ願いたいと思います。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 平成27年7月末現在で避難行動要支援対象者は562名となっております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 希望される方というのは何名なんですかね。そしたら、要援護を希望される方は何名であったかというものと、私は援護の必要としない理由があると思うんですね。その理由の方はどんなものが多かったのかというのがわかれば。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今回は平成27年6月に、対象者にダイレクトメールを発送して、27年7月末で情報集約をして更新しております。562名の対象者の方のうち、回答された方が286名、約50%でした。そのうち、登録の意思表示をされた方が229名で、約40%です。登録しないと意思表示された方が57名、約10%の方がおられました。登録されない方の一例ですけれども、身近に家族がいるから大丈夫という考えの方もおられますし、個人のプライバシーなので、それは登録しませんという方もおられました。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 一応更新月は6月という形で毎年やられるということですね。そ

れで、今、229名の方が一応要支援という形で、要支援の依頼をされているということで、かなり前よりも多くなったということで、あと、目標というのはまだ今、ないですよ。あればいいので、一応ないということでもいいですかね。また、そういうことでできるだけ多くの方が要支援という形のもので理解を得られるように。例えば、先ほど言うた、台風のときは、今後、そういうところに事前に来てもらうんやというふうな形もやっぱり用意しておかないと、しっかりまだ防災センターというのが決まっていなくて、そういうような形も考えていく必要があるのかなと思っております。

それと、今年度、防災訓練についてちょっと移らせてもらいたいと思います。

毎年9月になって、防災の日をきっかけに、今年の場合は甲良町については9月13日になっているんですけども、その訓練の概要と大体、当日の参加集落はどれぐらいあるのか。ほかに、次の週とかやはる可能性もあるので、当日、甲良としての防災訓練のときの参加集落はどれぐらいあるかお伺いしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 防災訓練の今年の概要ですけど、毎年想定は震度5程度の地震が起きたということでの想定です。同じようにやろうと思っておりますし、災害対策本部を立ち上げて、各字との避難の状況のやり取りの訓練というのがメインです。13日は12字が参加をしていただけると。ただし、防災無線の屋外局を使つての避難状況の報告訓練だけは全13字がその日にしていただけるという形になっております。あとは、個々の字での訓練ということで、消火訓練なり、応急手当訓練なりということ、消防、犬上分署の協力も得ながらということをやっていただくと。役場の方では、先ほど少し触れましたけれど、防災計画に基づきまして、広域避難所の開設訓練をやりたいということで、今回は役場職員全員、正規職員全員の招集をかねまして、それで各部署にきちっと分かれまして、避難所開設訓練をやるということを考えております。

来年はその避難所開設訓練に協力していただける字も募りまして、連携してやっていきたいなど。少し実践にということと変ですけども、実際に避難行動ができるんやろうかということが今までできていなかったもので、そういうことを中心に少しずつやっていきたいなというふうに考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 是が非でも、トレーニングというか、繰り返しやるということが大切でありますので、やっぱりできるだけ多くの字が当日に参加してもらうというふうなところが大事かと思っております。

続きまして、マイナンバー導入体制についてお伺いいたします。

マイナンバーについては、最近になってニュースが頻繁にいろいろ取り沙汰されているんですけども、マイナンバーというのは住民票を有する全ての方が、赤ちゃんからお年寄りまで一つ一つ12桁の番号を付与して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関および存在する個人の情報が同一人であることを確認するため活用されているという形になっております。そういった場合に、やはり番号が今、年金の問題で漏洩したというところになるんですけども、今後、中小企業というところに対しても、それだけカバーリング、セキュリティーがしっかりできていないところもありますし、それと同等、こういう庁舎についてもしっかりできていないところもあると思います。そういった意味で、今後のセキュリティーを十分に考えていく必要があると思うんですけども、それに先だって、やっぱりその住民に対して、導入の中身というものについては新聞、テレビでだけではなく、行政としてこれだけは漏らしてもらったら困りますよということについて、周知徹底とか、そんなところを進める必要が早うからあったん違うかなというふうに、私は思っております。そういった中で、今後、やはり周知をする、これだけ周知してきたというふうなこともあるかもわかりませんが、今後の住民に対しての周知徹底はどの程度されているのか質問をさせていただきたいと思います。

○**建部議長** 住民課長。

○**山田住民課長** 阪東議員の質問にお答えをさせていただきます。

これまでにマイナンバー制度に関わります住民の周知につきましては、広報こうらで5月号、8月号、9月号の3回掲載をさせていただいております。あと、限定的ではございますけれども、マイナンバーが住民票の住所に通知されるということでございまして、引っ越しの際は住民票の移動を忘れないようにといったようなことを町のホームページに掲載をさせていただいております。また、ご要請により、7月には金屋サロンに出向きまして説明をさせていただきましたのと、先般、9月1日の老壮大学でマイナンバー制度に関わりますDVDをご覧いただくなど、説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 一応、老壮大学とか、そういう会合のところについては説明をいただいているというふうなところでわかるんですけども、あと、若干私の思いとしては先般でやっぱりセキュリティーに対して、今のそういうところでは十分でないということで、一般広報、政府広報とかそういうのを見

ると、しっかり書かれているんですけども、それだけでは僕は十分でないと思うので、できたら放送なんかをしてもらって、この番号については絶対言わないでくださいねと、お聞きすることも、役所が聞くこともないし、一般の人も聞くこと、言っただけでいいかということを広報なんかでも、やはりしっかり届いてからでもいいし、10月以降、順次届くと思うんですけども、届いてからでも結構なので、やっぱりそういうふうな放送、防災無線で言うというのは、あれ、よう聞くんです、防災無線は。そういうようなところでやっぱりしっかり伝達をしていただきたいなと思います。

続いて、認知症カフェの問題についてお伺いいたします。

厚生労働省は今年1月、団塊の世代が75歳になる10年後、2025年については5人に1人が認知症になると推計しておられます。政府は認知症対策をさらに強化、スピードを加速されておるわけなんですけれども、その認知症の対策の1つで、柱である介護支援として、認知症カフェの取り組みについて伺いたいと思います。ある意味で多くのところがそういうふうなサロンとかは聞いております。そういったところ、気軽にそういうカフェが設置して、老人、ボケ防止というものでされているところはあると思います。甲良町についての、そういうふうなカフェの取り組みはありますかというか、あればその場所、また頻度、どの程度されているか、またそれに対してどのような広報をされているのかお伺いしたいと思います。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 甲良町では認知症カフェを昨年、26年10月から月1回開催しております。場所はグループホームらくらくの中でやっております。毎月1回、第3火曜日の10時30分から3時までということで開かせてもらっています。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** カフェの企画というのは、運営とかいうので、町がやっておられるのか、どのようなメンバーで企画、運営されているのか、お聞かせください。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**米田保健福祉課長** 認知症カフェの検討委員会は豊郷病院の介護事業部の統轄所長補佐に入ってください、尼子の民生委員さん、キャラバンメイトの代表、社会福祉協議会の代表、地域包括の代表、らくらく施設の代表の方、あと、聖泉大学の講師の先生に入ってもらって検討委員会を開いております。また、企画運営会議には湖東健康福祉事務所の保健師、湖東地域リハビリテーションの理学療法士、聖泉大学の講師、地域包括の管理者、らくらくの管理者、けやき、らくらくの所長等が入り、内容の検討をしております。

- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 甲良町としては、先導的役割みたいなのは果たしていないのか。皆、豊郷のところがやっってはるというふうな意味じゃ、甲良として先導的な、引っ張っていつているというものなんですか。ちょっとお聞きします。
- 建部議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 甲良町の特には地域包括の方が主となって、関係各者と一緒にやらせてもらっています。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 あと、ボランティアさんが大体何名ぐらいおられて、情報交換というのでどのようにされているのかということをお伺いします。
- 建部議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 ボランティアさんとしては、認知症サポーター養成講座というものがあまして、それを平成18年度からやっております。今現在、1,377名の方にこの講座を受けていただいております。その中で、1回の認知症カフェの開催には大体4、5名のメイトさんに来ていただいて、一緒に運営をしております。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 あと、カフェの課題と今後の改善を必要とする内容で、あればどのようなところがあるのかお伺いします。
- 建部議長 保健福祉課長。
- 米田保健福祉課長 毎回の来客数が大体20名から30名ということでとても盛況なんですけども、学区、場所が西学区の方にあるということで、なかなか東学区からのお客さんが少ないということで、もしかしたら送迎とかが必要になってくるのではないかなという課題を持っております。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 ありがとうございます。私もまたその年ぐらいに近づいてくるので、できるだけそういうところで予防していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。
- 最後になりましたけれども、地方創生の対応状況についてお伺いいたします。
- 今年より、国の地方創生事業ということで、推進、甲良でもされておるわけなんですけれども、今まで地方創生に対しての権限や事務移譲に関する問題でなく、地方への定住が進むために諸施策を統合して行うというのが目的で、私が今現在、所属している総務民生委員会でも、2回程度、定住が進むための施策について意見交換、また検討がされています。今後、研修などを通して少しずつ具体化をされ、私、そのものを勉強もしていきたいなという

ふうに思います。

一般質問の提出ということで先般、第3回「まち・ひと・しごと創生」で総合戦略会議ということで甲良公民館で若干傍聴をさせていただきました。そういった中で、いろいろあのおりやっていけば、それは増えていくかなとは思いますが、そういった状況をふまえて、今、本音としてやはり町自身というか、行政自身その状況をどのように持っていかうとしておられるのか、わかればお伺いしたいというふうに。この前の一応、まち・ひと・しごと創生、そういうところに委ねて最終決定するというのが、それから出すんやという形になってこようかと思うんですけど、今の感触的にはあのおり全部やっていくというのは大変だと思うんです。その中で甲良としては、当然、産業も持っていかうと思うと、農業にも問題も起こるしというところがあると思うので、その中身の今、手応え、そういうような形に持っていきたいなというのはあるのかなのか、その委員会にまた任せておくのかということ。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 地方創生の対応としては、まず甲良町の人口ビジョンを作成して、その総合戦略を作成するにはなっております。5月にまず役場の中に推進本部というのを設置しまして、物事はそこで決めさせてもらうということです。そのものを決めるのに、外部の意見を聞くということで、専門家なり住民の代表で構成する推進委員会、これが3回されているということです。進捗状況につきましては、人口ビジョンにつきましては、52年には5,000人を維持すると。4,600人ぐらいになるということなので、町としては頑張って5,000人ぐらいは維持せなあかんやろうという本部の意見もありましたので、それを外部で委員会に聞いたところであります。

その5,000人を維持するのに、具体的な施策ということなんですが、この前の第3回目につきましては、外部の委員さんがどう思っているかと、どういうことをしたらええかというようなことをとりあえずお聞きした段階であります。当然、お聞きするに当たっては、本部であらかたのたたき台的なものは一応持っていて、それを参考にしながら聞いた意見と合致するかとか、どれだけかけ離れているかとかいうようなことを確認しながら、この間は聞かせてもらいました。それをふまえて、また内部で議論しまして、第4回目を10月にする予定なので、そのときに甲良町としての素案みたいなものを出していきたいと。当然、無理な施策はやっぱり無理なので、交付金も半分ぐらいしか出ないようなことが新聞報道でもされていますので、そういうのを勘案して本部で検討していきたいとは思っております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 なかなかやっぱり実行が難しい問題と思うので、そういった意味でいろんな形の多くの方の意見を聞いて、やっぱり決定するのは町として決定していかんとあかんで、しっかりやっていただきたいと思います。

ただ、これ、ちょっと下の方に書いておいたんですが、基幹産業というふうな形で農業があるんですけど、今、農業離れというか、大規模化になって、全て法人にとか、営農組合に任せたらね、私は今、田んぼがあるからここに住んでいたんやけれども、そんな大きい農家に任せたら、ここにいてんでも、息子の方に、東京に行きますわという人が今後、沢山出てきたら、やっぱりまた逆行になるわね。地方創生と国がやっているのは、正しいのか悪いのか非常にわからん部分がいっぱいあるんでね、そういうようなものも含めて、やっぱり甲良としてそういうふうな観光産業みたいな地域の観光、要は彦根のバックアップをするんやったら、そういう泊まるところとかバックアップするとか、そういうところでやるとか、ちょうど地域協力隊の人が言っておられたように、そういうところの方がまだいろんな形、ベターなところもあるんかなと思うところもあるので、また農業にそういうふうな形にとすると、将来多分、息子の方に、都会に出ていかはるケースが沢山これから出てくると思うので、やっぱり抑止するための施策も必要やと思うので、そういうところについても検討をお願いしたいということをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

次に、5番 濱野議員の一般質問を許します。

濱野議員。

○濱野議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、早速ではございますが、一般質問に入らせていただきたいというふうに思います。

まず、私、最初の質問でございますが、ただいま阪東議員も少し人口減少の問題等ともお触れになりました。そういった部分も含めながら質問をさせていただきたいと思います。まず、人口減少を見据えた町の戦略についてということでお尋ねをいたしたいというふうに思います。

私は以前より、加速がとまらない少子・高齢化の現実が甲良町、本当に直面をしており、行政の対策が待ったなしの状況であると、いろんな角度から一般質問を4、5回させていただいたような記憶がございます。昨年、日本の創成会議等で発表されました。甲良町、特に消滅する可能性があるという報道されて、本当に深刻な問題であるというようなことで、甲良町まち・ひと・しごと創生戦略推進会議等々発足をされまして、本当にそういった問題に対

して、少し動きかけたところかなというふうにも思っております。本当にこの課題は国、県一律の政策は難しいかなというふうに思います。それぞれ本当に独自の抱えている課題がございます。甲良町は甲良町の課題がございます。本当に最適な施策をつくり出すことが必要だというふうにも考えております。そういうこともふまえて、何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1番目と2番目の部分でございますが、ちょうどこの前、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンというようなことで資料をいただきました。そこにも少し掲載はされておりますが、甲良町の人口の推移、また高齢化等々の推移についてわかりやすく説明をお願いしたいというふうに思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 人口の推移のことですが、今、議員が申されたとおり、甲良町の人口ビジョンをつくっていますので、その数字でございます。データについては国立社会保障人口問題研究所のデータを使っておりまして、人口の推移ですが、国勢調査ベースでまず昭和30年に9,468人いました。昭和60年に9,141人、平成12年には8,169人で、平成22年には7,500人まで減少しました。毎回減少している状況であります。将来推計については、2040年には4,616人になる推計が出ております。集落別の人口推計の方、ちょっと記載しておりますので、一番少ない正楽寺で2040年には82人、一番多い長寺西で1,274人になると。小川原で158人になるという推計がされております。

高齢化の推移および将来人口ですが、これもビジョンに記載されているんですが、3段階に分けています。年少人口をゼロ歳から14歳、生産人口を15歳から64歳、高齢人口を65歳以上で整理しております。65歳以上の高齢人口は平成22年、1,919人いましたが、52年には1,800人と推計をしております。

以上であります。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 いずれにしても、著しく人口が減ってくるということでございます。この前もこれを見せていただいておりますら、このパターン1の部分で見えておりました。大変恐縮なんですけど、私の住んでいる小川原を例にとってみますと、2040年には136人、現在236というようなことでございます。約半分近くなるという、そのまた20年後には100人余りというふうなことが記載をされておりました。現実、今、小川原で小学生を見てみますと、1年生から6年生まで、男の子が1人しかおらないというのが現実でございます。本当に100人という記載がされていまして、目を疑わんば

かりの数字でございましたが、あまり知りたくはございませんが、こういう時期がいずれ近い将来、やってくるということで、本当に言葉は悪うございますが、私どもの集落にとりましては、あと余命何年を宣告されたような感じがいたしておりました。ほとんどの集落を見ていまして、25年後、約半分ぐらいの人口になるというふうに思われます。人口が減るということは組織の基盤が弱くなる。そして集落のあらゆる機能が低下をするということになるかと思えます。町として本当にそのように激減をしてくる集落、特に暮らしに与える影響が沢山出てくるかというふうに思えます。そういった部分、本当に暮らしに与える影響に対して、行政として今後、どのような対策を講じていったらいいのかなというような、今現在、思いがありましたら、お聞かせを願いたいというふうに思えます。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** まず、昨年開催のまちづくり協議会、第2回、第3回で人口問題をテーマとしておりまして、そのときにもう平成21年と平成26年度の集落別、年齢別人口について、その減少について説明をしております。その後、若者定住、移住のアンケートなりも、結果も説明しております。また、金屋さん独自で生活改善の取り組みもされているということで、そういう事例発表なども情報提供をいただいております。少子高齢化と人口減少による集落の弱体化については、各集落さまざまな要因があると思われます。役場としては、まず人口の推移なり、皆さん、こう思われていますよというアンケート結果をまず集落に知っていただいて、情報を共有することが大事ではないかなとは考えております。その中で、行政ができることと集落ができることをこれから模索していきたいとは考えております。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** ただいま、課長がおっしゃったように、本当に各集落、これから抱えている問題が年々人口減少とともに多くなってくるかというふうに思えます。そういったことも十分ふまえて、以前は字別懇談会ということで各集落に行政の方が出向いていただきまして、いろんな話し合いをする場があったかなというふうに思えます。これから、年々、いろいろと問題が多くなるかと思えます。そういう現実をしっかりと行政の方と膝を交じわせてお話が出きれば、行政懇談会を今後、やっていただきたいというふうに思えます。その辺、どうでございますか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** この人口問題の関係につきましては、素案が10月に決める予定をしておりますので、素案ができましたら、当然、ご意見を聞きにまわりたいとは思っていますが、それが各集落になるのか、各団体になるのか

かは今後、詰めようかなとは思っていますが、何らかの形で意見交換をできる場は持っていききたいとは思っております。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** ぜひ、人口減少問題というようなテーマを出してでも結構でございますので、来年から各集落と懇談会を開催していただくように強く要望をいたしておきたいというふうに思います。

続きまして、4番目の質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど、阪東議員の方からも空き家対策の問題、質問がなされておりました。私もよく似た内容の話でございました。先ほど、お聞きをいたしておりましたら、空き家、年に一度帰ってくるとか、ほとんど帰ってこないとか、そういう空き家の実態例が132戸あるというようなことでお聞きをいたしました。私、以前にも一般質問で質問させていただいたときに、特に危険を感じると申しましようか、危険な建物、そういった建物に対しても調査をお願いしたいというようなことを言うておりました。それはさきほどのお話を聞いていると、まだ実態調査はできていないということでございます。今後、そういったこともぜひ調査をしていただきたいと思います。いつごろまでに逆にさせていただけますでしょうか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 特別措置法の関係で、今後調べていくというようなことになるんですけども、時期といいましても、今、内容についても精査し、今後、どういうふうに対処するかとかいうのもあるもので、今は即答はできないんですけども、いずれさせていただくと。そのときはご協力いただきたいと思いますというふうに感じております。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** できるだけ早く調査をお願いいたしたいというふうに思います。本当に全国で820万戸空き家があるそうでございます。全住宅数の13.5%が現在、空き家だというふうにも言われております。特に田舎の方では、これからどんどんと人口減少に伴いまして空き家が沢山増えてくるのには間違いはございません。そういった危険な建物解体も含めて、また空き家バンク等々のリノベーション等々の対策もしっかり考えながら、そのような課題にしっかりと調査をしていただいて、行政の方で取り組みをしていただきたいと思いますというふうにお願いを申し上げておきます。

それでは、5番目の若者や子育て世代の支援という部分で質問をさせていただきたいというふうに思います。

特に少子化を食い止める人口減少の課題の中で最も重要な課題であるというふうに思います。若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える結婚、出

産、子育てがしやすい環境づくりを進めていくことが大事かなというふうにも考えております。町民からは本当にいろんな意見がございました。抽象的な意見でございますが、町の印象が悪い、これといったものがない、町のイメージが悪い等々、言っておられるコメントが、この素案の中にも書かれてあったように思います。

私は、昨年3月の議会でございましたが、保育料の無償化等々の目玉的な施策をとられてはどうかというようなことと言った記憶がございます。ちなみに、現在、両保育園で園児の数および、月、また1年間の保育料の総額は今現在で結構でございますので、どの程度かかってございますか。

○建部議長 教育次長。

○山本教育次長 濱野議員のご質問にご回答をさせていただきます。

保育園、東保育センター、それから西保育センターの人数についてはちょっと今、手元に持っておりませんので、保育料としましては昨年の金額でございますが、保育園につきましては、東西合わせまして3,592万2,450円でございます。また、これに関しますと、保育園だけでなく、幼稚園等も含まれてきますので、金額的に言いますと、幼稚園の使用料、また給食代、バス代等の、無償化に伴いますと、そういうもろもろも含まれてきますので、そこらもちょっと言わせていただいてもよろしいでしょうか。

幼稚園の使用料につきましては503万1,000円、それから幼稚園の給食代につきましては241万1,180円、それから幼稚園のバス代につきましては61万7,400円、保育園のバス代につきましては35万4,560円、合計いたしますと4,433万6,590円になるかと思っております。これだけのものが一般財源ということで、今現在は収入で入っている分でございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ありがとうございます。年間4,400万ぐらいの費用がかかる。とんでもない大きなお金だというふうには思います。しかし、少子化を食いとめる投資として、本当に財政が大変厳しいのはよくわかってございますが、人口が著しく減少するのを食いとめるには何か大きな目玉的な施策を打たなければならないのかなというふうにも思っております。そういったものを克服する1つの大きな案として、ぜひ、大きな金額でございますが、考えていただけたらなというふうにも思っております。

昨日、全協で滞納状況を見させていただきましたら、悪質なケースもあるかもわかりませんが、保育料の滞納が約360万、また給食費が140万、特にお子さんを持たれる若い世代の家計が大変苦しいのが伺える部分もそういった部分であるのかなという思いもいたしておりました。しかし、子ども

には責任がございません。そういった部分で本当にこれから子どもたちをしっかりと守っていく、そして子どもたちを増やすという意味から、できることなら、大変財政は厳しいと思います。少しでもそういう援助をしてあげて、甲良町に来れば、そういった保育料も無料、もしくは何割ほどは行政の方で持っていただけるよというような、そういう目玉的な施策をまたとっていただければありがたいと思います。前向きに考えていただきたいと思います。

また、若い世代のお父さんやお母さんと、本当に若い人たちがこれからこの甲良町にずっと住み着くにはどういうことをしてほしいとか、どういうことがあれば、私ら、いいのになと、そういう部分もしっかりと話し合う場も持っていただきながら、若い方々の支援をしていっていただけるようお願いを申し上げておきます。

それでは、6番目の質問に入らせていただきたいと思います。

移住、定住の支援のことをごさいます。最近、本当に核家族化が進みまして、若い世代の方と親と一緒に住まないということが田舎の方でも多くなってまいりました。また、親も一緒に住みたくないという傾向も大変出てきておるようでごさいます。田舎の方では田んぼや空き家は沢山あるんですが、しかしながら、いざ物を建てたりしようとした場合に、用地等々が現実、見当たらない部分も沢山あるかなというふうに思います。近隣の多賀町、豊郷町では分譲地等々もできているわけでごさいます。しかし甲良町におきましては、なかなかそういった場所が見渡しても少ないようでごさいます。これから、本当に民間の協力も得ながら、民間は民間でできること、また行政は行政でできること、連携をしながら、そういった人たちの用地確保をすることが必要でないかなというふうにも思います。その点につきまして、行政の方で今現在、何かどこか開発をされる予定があるのか、その辺はよくわかりませんが、今後、そういう若い方が家を建てるに当たって、用地が必要になるといった場合の、何か施策的なことはお考えなのか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 分譲地については、ご意見が多数ありますし、行政の方としても検討はしていかなあかんかなとは思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひ、そういった形で行政の方からも、そういうご希望のある民間の方、不動産屋さんとか、そういう方に前向きに接していただいて、そういう用地確保に向けてまた努力していただきたいというふうに思います。

本当に定住支援で今年から新たに住宅を購入されたり、建てられたりした方に50万円を限度額で支援策が今年、打ち出されました。今年がどの程度

そういった支援をされた案件があったのか、何件ぐらいございましたか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 リフォーム。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 新築とか、住宅、購入されたときに何か50万円を限度額にというような。

○建部議長 制度が甲良町にないの。産業課長。

○若林産業課長 あります。新築の方で1件ございました。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 残念ながら1件だけやったというようなことでございます。結構、いい制度かなというふうには思います。結局、そうして家を建てる方が少ないというのが現実であろうかなというふうにも思っております。これから、本当に若い方は家を建てられる場合、ほとんどが多額の住宅ローンを組まれているわけでございます。定住支援の1つとして、このような支援制度、そしてもう一つは、家を建てられたときに、当然引き続き土地や建物に固定資産税がかかってくるわけでございます。そういった部分での支援もしてあげたらどうかというふうには思うんですが、仮に1年間新しい家を10軒なら10軒、甲良町に建ったと。土地は50坪、家は大体延床面積は40坪ぐらいの場合に、土地や建物にかかる固定資産税は初年度で大体1年幾らぐらいかかるんでしょうか。

○建部議長 税務課長。

○上田税務課長 新築された場合の税額でございます。通常の150平米ぐらいの新築の家を建てた場合については、税額的には約15万程度になると思います。ですから、評価額としては1,200万ぐらいになるのではないかなど。税額にすると、今、言いましたように14、5万になります。そのときに、どこの市町村でも同じですが、3年間は新築軽減というのがございまして、約半額、3年間減額をされます。ですから、3年間は14万ではなくて7万円ということに3年間続きまして、4年後に戻るということになります。それ以上の今、おっしゃっているのは、若者の定住という意味で、それプラス減額の対応をできるのかどうかという話だと思っておりますけれども、先ほど申しました、用地確保の問題とリンクして話を持っていかんとあかん。税の中立性とか、今の税の確保の問題も総合的に考えていく必要があるのではないかなというように考えております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 いろいろと抱える問題はあろうかと思いますが、本当に若い方、厳しい中で家を建てられております。できれば、もう少しそういう新築をさ

れた方に税制面で優遇されるようなことも考えていただければなどというふうに思いますので、その点、要望をいたしておきます。

それでは、続きまして7番目の質問に入らせていきたいと思えます。

本当に人口減少に対する戦略を、この町に合った効果的な戦略を立てていくというようなことが当然、町民や皆様、関係者、国、県ともしっかりと連携を図りながら、今後しっかりとした施策を立てていかなければならないというふうに思えます。県下でも最も将来性の厳しい町でもあり、本当に町で一番重要だと言ってもいいほどの、今、人口減少の課題でございます。今、企画課において、一部の職員さんにおいて、この問題に対してお取り組みをいただいているわけですが、これからは本当に重要な課題でございます。町が専門的な分野でしっかりと取り組んでいるんだという姿勢、そしてしっかりとしたパブリックコメントが発信できるように、これからしっかりと対応を図っていかなければならないというふうに考えております。

そういったことで、本当はかなり重要な課題の問題でございますので、今、企画課でやっておられますが、専門的な分野で専門的な課の設置をしていただいて、また国や県、ちょっと国はどうかわかりませんが、県あたりからしっかりとしたエキスパート的な方を派遣していただいて、この重要な課題にこれから甲良町が取り組んでいくというようなところで、新しい課の設置も含めて、人材確保をしていただいて、しっかりとした体制をとっていくべきではないかなというふうに私は考えるんですが、その辺はどうでございますか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 おっしゃるとおり、企画監理課で今、中心にやらせていただいて、そのもとに庁内では本部会、それから外部の意見を聞くという場所で委員会を設置させていただいております。

人口減少ということに限らずですけど、そのことについて新たな課を設置するということは考えておりません、今はということでございます。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ぜひしっかりとした体制づくり、今以上のものをつくっていただいて、いい方向に向けていただくようお願いをいたしておきます。

それでは、人口減少問題の最後の問題に入らせていただきたいというふうに思えます。今、何点かかいつまんで質問させていただきましたが、2040年、25年後には約4,600人、また45年後には、いろんなパターンがございますが、3,000人近くの人口になるというふうに推測をされております。滋賀県下でも、人口問題の話になると、甲良町と多賀町が昨年、創成会議で町が消滅するなどと発表されて、町の今後の施策に本当に周りか

ら注目をされているところだというふうにも思っております。本当に人口の変化による影響、特に暮らしに与える影響、また地域経済に与える影響、そして地域行政に与える影響等々、いろんな角度で人が減るということは影響が出てくるかなというふうに思います。

甲良町がめざす将来像はどのように描かれているのか。また、それに向けて、町長としてどのようにサインを出していくのか。

もう1点、いずれ本当に町として将来3,000人を下回るような話もございませぬ。体を成していかない時期がいずれいずれやってくるんでないかなというふうに私は思います。そういうこともふまえると、甲良町だけではございませぬ。近隣の市町も人口がどんどん減ってくると思います。そういったことで、本当に中長期的に将来のことを考えると、近隣での合併も私は必要になってくるんでないかなというふうに思うんですが、その辺のこともふまえて、めざす将来像が町長としてどのようにお考えなのか。一言コメントをいただきたいと思います。

○建部議長 町長。

○北川町長 議員がおっしゃるように、非常に深刻な問題でありまして、我々も去年の元総務大臣の松田会長のそういう発表からかなりショックを受けているというようなことでもございませぬ。そんな中で甲良町も遅まきながら、甲良町の総合戦略のそういう推進のための委員会も立ち上げて、今現在、3回目が終わったところでございませぬ。そんな中で、各委員さんから、なるほどと思うような建設的な意見、いろいろといただいております。ただ、残念なことに、甲良町の地域性、こういうものも加味して考えていかないと、端的に人口を増やすためにはこうしたらいい、こうしたらいいという意見は非常にありがたいんやけども、なかなかそれが条件的にそぐわないという部分も結構ありました。そんな中で、甲良町も現在、委員会の中でも、統計された中に、甲良町の人口が外へ出ている、いわゆる町外に移住している人、大学行くために都心の方に行ったりとか、あるいはいろいろな形で勤務の都合で転勤を余儀なくされたとか、そういう人もいらっしゃいますが、そんな中で甲良町の人口が外へ流出した分のうちの6割が、彦根市と多賀町、豊郷町、愛荘町に6割が移住しているというような、そういうショッキングなデータが出ました。このことをやっぱりしっかり受けとめていかないかん。甲良町に本当は住みたいんやけれども、住む場所がなくてやむなく近隣のまちに移住をしたというように私は判断をしています。だから、先ほどお話が出ていましたように、甲良町に住む、そういう住宅を建てる土地がなかったためというのも大きな要因かなと。それと、甲良町の中で働く場所も少ない、そういう問題。あるいは子育ての充実度の問題、教育に対する充実度の問題、医

療費のそういう問題、含めて、いろんな要件があるんじゃないかなというふうに思います。そんな中で、昨年も中学卒業まで医療費の無料化、あるいは子育て支援については力を入れてそういういろんな形で子育て支援センターを中心に一生懸命取り組んでいただいて、子どもたちが幼児の時期からしっかりとそういう中で心を育んでくれるような環境づくりにも取り組んでいると。

ですが、それだけで果たして実態として、甲良町が人口がどんどん減っていくのでありますから、それを食いとめるということになると、一番大きな効果は何かということになってくると、まず町外から働く人が入ってもらえる、そういう環境づくりも1つの施策かなと。そのためには、あとで西川議員からも質問がありますが、やはり甲良町に働ける場所をつくるということは、企業誘致をするということ。したがって、大林さんからもらった土地を有効に利用して、企業誘致のための造成工事も取り組んでいながら、もう何年か先には企業がそこで操業していただいて、そこに雇用が生まれる。雇用が生まれるということは、そこで働く人も甲良町で住める。そういう環境づくりをしていかないと、人口、増えないのと違うか。ところが、甲良町に住めるということになると、これは甲良町の現状で、じゃ、宅地造成、どこでできるんやというような問題があります。これが一番大きなネックです。

私もこの間、県の方でもその話をさせていただきました。農水省は甲良町に1カ月ほど前に見えたときに、甲良町の耕作放棄地はどれぐらいあるんやというような調査にも来ました。優良農地を守るということは大事なんやけども、場合によっては、人口減少に歯止めをかけるためには、優良農地も農地転用を若干なりともしていかないかんと違うかという話もさせていただきました。そのためには、特にこの役場周辺とか、あるいは駅の周辺とか、そういうところを中心に農転が可能になる、そういう施策をこれからは取り組んでもらわないといけないし、我々も県を通じて、そういうところ辺の要望をしっかりとしていきたいなど。将来は企業誘致と同時に、ここで甲良町で住んで、ここから通勤ができる、そういう体制ができると、少しでも減少には歯どめがかかるん違うかなというような思いもしておりますので、今後はそういうところも中心に、そしてよそのまちから見たら。

(「抜けてる、人権問題が」の声あり)

(「人権問題が抜けてるで、一番大事なことが」の声あり)

○北川町長 ちょっと待ってくださいよ。

○建部議長 静粛に。

○北川町長 一遍にはちょっと。

そういうことで、やっぱり甲良町は人口が減ることに歯どめをかけるとい

うこと、もうそれしか今のところ、ないんです。増やすということは難しいですから。その中で、子どもの幼児教育から含めて、人権問題も含めて、しっかり教育をする、そのことが近隣の町に、甲良町は子どもの教育、あるいは子ども子育て、そういうことはすばらしいな、医療制度も充実しているなどいうことを、よそから逆にそういう声が聞こえて、甲良町に住みたいなど言ってもらえる、そういうまちづくりを私としては取り組んでいきたいというふうに思います。

ただ、近隣市町との合併等はどうかというようなお話でございます。これは平成16年2月に、当時の中島という彦根の市長が1市3町の合併は白紙に戻すと、合併は撤回というようなお話がありました。そのことによって、1市3町の合併は白紙になりました。それ以降、甲良町におきましても、じゃないですけども、要は愛知郡の愛荘も含めて、1市4町でこれからは、じゃ、もう合併のことは別に置いて、広域行政、そういう形でしっかり連携を組んで、定住自立圏共生協定等を結びながら、そういう中で取り組んでいこうというようなことで、今現在は来ておりますので、合併についてのお話は今後も多分、出ないのではないかなど。それで、やはり我々としては小さな町ですから、小さくてもきらりと輝くすばらしいまち、甲良町というものを自立した形で目指して取り組んでいきたいというふうにも思っています。

以上です。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 ありがとうございます。本当に自分たちのまちを子どもや孫にしっかりとつないでいくという、それが行政やら政治の一番大きな課題であるかなというふうに思っております。人口減少問題につきましては、これから町民の皆様方と本当に認識を共有し、今後、めざすべき甲良の将来像をしっかりと提示した上で、今、待ったなしで人口減少を見据えた甲良町の再生に向けて、職員が一丸となって取り組んでいていただきたいというふうに思います。

今、いろいろと防災センターの件で議論をされておりますが、本当に人口減少等とも十分すり合わせをしながら検討すべきでないかなというふうに私は考えておるわけですが、また繰り返しになりますが、このまちの生き残りをかけた大変な人口減少問題、重要な課題でございます。町長がしっかりと間違いのないサインを出して、職員、そして議員、そして町民がこの問題について、本当に真っ向から真剣に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。ぜひそういうことで、皆さん、力を合わせてこのまちの再生のために頑張っていかなければならないというふうに思いま

すので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、2番目の上下水道の健全運営についてという部分の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

まず、1番目に下水の普及率についてと、また今抱えている課題についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 下水道の普及率ということでございますが、普及率は99%、また今問題になっております水洗化率ですけれども、67%ということでございます。課題といたしましては、以前とりましたアンケートにも出ていますよう、接続する気はあっても、費用がかかるため、接続が遅れるといった経済的なご意見が多いようでした。対策としては、今後、広報の活用と未接続者への個別の通知や対応をしていく予定です。また、補助金についても、生活保護受給者と非課税世帯への補助を継続して実施していきたいと考えております。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** あと33%の方が水洗化をされていないということでございます。その中で、いろんなケースがあろうかと思えます。トイレに対しては全くの非水洗、また単独浄化槽だけを設置されて置かれる家、また小型合併浄化槽を設置されて、水洗化はできてあるが、下水に接続はできていないというような家沢山あろうかと思えます。そういった全くの非水洗と、トイレは水洗になってあるという、大体の数というのは認識されておりますでしょうか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 申しわけありません。そういう数はまだつかんでおりません。今後、必要かというふうには認識しております。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** おそらくそういったトイレは水洗にしておくけれども、浄化槽を設置してあるからといううちが沢山あろうかと思えます。だから、下水に別に接続せんでも、下水に接続すれば、水道代も倍ほどかかるから、もうちょっと様子を見ようかなという足踏みをされておられる方が本当に多いかなというふうに思います。そういった中で、昨年も今年もリフォーム補助金を行政の方で、地域の業者の経済的な支援も含めながら行政の方で取り組みをしていただいております。そういった部分で、そのリフォーム補助金の中で特に今後、下水につないでいただいで、水洗化を図っていただけるという方に関して、来年も引き続きそういう補助金をお考えであれば、特にそういう方たちにそういうことをしていただければ、リフォーム補助金でもう少しこういった部分で行政側から支援もさせていただくよというような仕組みをつく

っていただきまして、ぜひ水洗化率が上がるような工夫もしていただきたいというふうに思うんですが、その辺、要望でございますが、どうでございますか。

○**建部議長** 産業課長。

○**若林産業課長** リフォーム補助でございますけれども、今年度20万のを30万アップして50万ということとさせていただいたこともございまして、今年度は30件の申し込みがございました。そのうち、トイレの改修というのが8件、そのうち4件が既に下水道に接続されている方で、あと4件が新たに接続されるものと考えております。制度的には、今年度は補助金的には国からがございましたので、50万という高額になったんですけれども、20万ということはずっと今も続けておりましたので、来年度も金額的なことはちょっとわかりませんが、続けていきたいと考えております。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** ぜひ、少しでも水洗化率が上がるように、そういった補助金等も活用していただきまして、来年からもよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

それでは、3番目の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

呉竹地先におきまして、以前、官地であった場所に宅内の下水の柵が設置をされていたというようなことで、町民の方から私の方に電話がありまして、現地を確認させていただきました。そういった場所を見ると、側溝がございまして、どこが境界や、私もわかりませんでした。話を聞きますと、正しく以前は公の土地であったというようなことでございます。そこに柵があったというふうなことでございまして、先般、そのことで建設水道課長にも問い合わせをさせていただきました。その件について、行政としましては、なぜそうなったのかと、また今後、そのことに対して、どのように行政として対応をしていくかという部分をお尋ねいたしたいというふうに思います。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 今のご質問につきまして、汚水柵が官地の方についていたという事案でございます。工事は平成14年に実施しておりまして、汚水柵を設置した箇所が町有地の残置部分に設置をしてしまったという経緯がございまして。当時は汚水柵設置場所の聞き取り調査、当然、住民さんから聞いたところに設置はしておりました。申し出を信用して、申請された場所が町有地なのか、道なのかというのを確認せずに設置してしまったということが原因であったというふうに考えております。平成21年度には宅内の下水道の配管もされて、現在、お使いいただいております。平成23年度の呉竹の地籍調査に入った折に、設置箇所が町有地であるということが判明しました。

現在は、汚水枿使用者への町有地の残置処分ということで、売買も成立し、今は民有地に枿が設置しているというような状況でございます。通報をいただいた町民さんに対しては内容を説明し、今後も理解していただくように謝罪もしてまいりたいと思っております。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 どうも官地の上に枿が設置されたのは間違いないことだというふうに思います。今、お聞きをいたしますと、何か後づけでその土地をその方を買っていただいたというようなお話でございますが、行政としては本当にあってはならんことが起きていたんかなというふうにも思います。町民の方にもしっかりと説明をしていただいて、町としても、謝罪も含めて、しっかりとした対応をしていただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

また、ほかにもそういったケースがなきにしもあらずというふうにも思います。その辺の部分もまたしっかりとチェックをしていただくように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、続きまして4番目の盗水の件で3月議会で議決をいたしました、議員ならびに職員の調査についてという部分の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

盗水委員会を設置されまして、3月議会で報告され、議決がされました。そのことについてまだ本当にいろんな意見が交わされているわけですが、ほとんどの議員の皆様方が本当に町に対する姿勢がまだまだ甘いというような意見が出てございます。そういった部分でお尋ねをいたしたいというふうに思います。

まず、町会議員、町職員が同意書を提出をし、調査を進めるということでございます。まだ、町の職員の方はそこまで至っていないのはお聞きをいたしております。町会議員について、全ての議員さんが同意書を提出されているのか、そしてまた提出された方に対しまして調査が行われたわけでございます。調査する場所、例えば私ども、自宅もございまして、工場などございまして、事務所もございまして、いろいろと私の名前で所有をしている場所は沢山あるわけでございます。そういった部分も全て調査をされたのか、その2点、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 同意をいただいて、議員さんのお宅を回らせていただきました。同意をいただいてということで全員の議員さんのおうちは回らせていただきました。同意書の提出につきましては、1名の方がいただいております。あと、議員さんのお宅に回りましたのも、居住をされているところ

の水道の水栓ということでもって調査をいたしました。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 わかりました。議員については、当然、同意書を皆さん、もらっていただきたいというふうに思います。それと、いろんな場所に沢山、2カ所、3カ所持っておられる方もおります。そういった部分も全て調査をしていただきたいというふうにも思います。例えば、私のところですと、いつごろ、家の方でいったん漏水があって、漏水の調査に入りましたとか、そこで漏水が直りましたとか、いつごろメーターを設置されましたとか、そういった部分もたった12人の議員さんでございまして、そうやってきちっと行政の方でまずは議員それぞれの所有されるメーターについてチェックをいたしましたというようなことで、そんなに時間のかかることじゃないと思いますので、また12月議会をめぐりに報告書を提出していただきたいというふうに思います。職員に対しては、議会で9回も協議を重ねて議決をしたこととてございまして。行政としては毅然として、町職員の調査も対応していただきたいというふうに思います。12人の議員、おそらく全員がそう思っておられると思います。何のために一生懸命何回も議論を重ねて決めたことが、全く行政の方でそのように動いていただけない。大変議会軽視でないかなというふうにも思っております。そういった部分で総務課長にしっかりと職員の方も、できる範囲と言ったらおかしいですけども、全ての甲良町にお住まいの方の調査をしていただけるというふうなことで、少しコメントをいただきたいというふうに思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 課長会議等でも、そのことについては協議、検討させていただいております。結論から言いますと、一応職務命令ということでのそういったことの行為はできないという結論になっております。ですので、同意書を提出してくださいということを役場として職員に出すということとはできないという結論になっております。

以上です。

○建部議長 濱野議員。

○濱野議員 甲良町の水道行政というのは、先ほども滞納も含めてなんですが、いまだに有収率もまだまだ低い状況でございまして。そういった部分で本当にこのまちの水道行政、尋常でないわけです。まず、議員も職員も、きちっと調査をして襟を正そうと、まずはそこからスタートやと、町民の皆さんにお願いするのは。そういうことで進んでいるわけとてございまして。なかなか職務命令で何か難しいとかね、それはいろんな決まり事があるかもわかりませんが、そんなに難しい話やないと思うんですわ。ぜひ、行政としてしっかりと

職員の調査をしていただきたいと思います。

もう一度総務課長、前向きなコメントをお願いいたしたいと思います。

○**建部議長** 総務課長。

○**中川総務課長** そんなに難しい話ではないとおっしゃられますが、これは結構難しい問題になるので、今のところはそういう結論でございます。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** 話が、食い違いがあろうかと思います。おそらく腹の中では、皆さん、そのぐらいのことは簡単にできると思うんですが、いろんなしぼりがある、公務員の方はなかなか大変な部分があるのかわかりませんが、町民目線から見たら、なぜそのぐらいのことができないのかという話になるわけですね。町民の方はまだそんな情報は知られないんですが、議員がこれだけ一生懸命、みんな議論を重ねて、この盗水をなくそうと、水道行政をよくしようということによって一生懸命努力しているので、改めてもう1回行政の方で検討していただいて、できる範囲での調査を進めていただきたいと思いますというふうに要望をいたしておきます。

最後の質問に入ります。本当に徹底した有収率の向上、対策というようなことで、3月議会で、盗水委員会でいろいろと議員12人が全会一致で議決をさせていただきました。この中にいろいろと9項目あるわけですが、そういった部分に対して、本当に真剣に取り組みを議会としてもやってみました。そして有収率を少しでも上げていただきたいと思いますということでございます。本当に不正を許さない水道行政に向けて、議会も真剣に取り組みをしてきました。まちとして本当に目に見えぬ大きな財産を失っているわけでございます。十分、皆さん、認識はしておられると思いますが、現在、水道料金の滞納が4,400万、いまだに盗水もあるような話も聞きます。尋常ならん事態でございます。本当に徹底した対策を改めて建設水道課の方でしっかりと対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、課長の方から心強いコメントをひとつお願いいたしたいと思います。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 有収率の向上対策ということでございますが、3月議会にいただいた決議を8月の全員協議会でも説明させていただきました。今後、漏水調査の実施や長期放水など、いただきました事柄、できるところから実施していき、対策を立てていきたいと考えております。

○**建部議長** 濱野議員。

○**濱野議員** ぜひ、真剣に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○建部議長 濱野議員の一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

3時10分まで。

(午後2時54分 休憩)

(午後3時10分 再開)

○建部議長 再開いたします。

次に、3番 野瀬議員の一般質問を許します。

野瀬議員。

○野瀬議員 3番 野瀬でございます。議長の許可が出ましたので、これから一般質問をさせていただきます。

先ほども阪東議員から質問がありましたが、マイナンバー制度から質問させていただきます。

この制度の導入というのは事務の効率化、そして所得の過少申告、生活保護、この辺の適正化、災害時の対策、この辺には有効であるということであつたわけですが、情報漏れ等で犯罪の使用される可能性があるというリスクもあります。全国じゃなしに、甲良町という地域限定での確認をさせていただきます。

まず1番目といたしまして、10月よりマイナンバー制度、スタートするわけなんですけども、ニュース、そしてパンフレット等では情報、回つてきてるんですけども、やっぱりまだみんな理解していないというところがあります。概要で結構ですので、まずマイナンバー制度、どういうシステムかというのを説明をお願いします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 概要の説明です。マイナンバーは住民票を有する全ての国民、外国人の方も含まれますが、1人に1つの12桁の個人番号が付与されます。社会保障と税と災害対策など、法律で定められた事務に利用します。民間事業者でも社会保障、源泉徴収事務など、法律で定められた範囲で利用できます。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するための社会基盤であります。これが概要であります。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 概要はニュースでうたわれているとおりでございます。ですけれども、これ、やっぱりもう少し甲良町の町民自身が理解できていないように思います。今すぐというんじゃないんですけども、10月に向けて、10月からスタートと言いながら、そのシステム自身はおそらくもうちょっと後やと思いますので、順次説明を各字回っていただいて、説明をする機会を、一番いいのは各字回っていただいて説明するのがいいんですけども、その辺の

機会を設けていただけないでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 庁内の方で今、関係職員でこの4月からプロジェクトチームをつくって、支障のないように移行できるようにということで、協議はさせてもらっています。当然、その中で広報関係なり、住民周知の話も出てきますので、きのうもそういう話があったんですけど、今、議員がおっしゃられた各字を回るといようなご意見もいただいたということなので、そのプロジェクトの方に伝えてちょっと検討してもらいたいと思います。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしくお願ひします。全体の概要はわかるんですけども、このマイナンバー制度導入で甲良町の役場の業務、具体的に何が変わるんか、私、そこまでは掴めてないので、具体的に何が変わるんでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 番号が付与されて、個人カードというのを申請であるんですけど、それを取得すると身分証明書となりますので、本人確認が簡素化されます。平成29年1月からは国の機関、7月からはほかの地方公共団体などの情報の連携が始まりますので、社会保障と税と災害対策の分野、その分野だけですが、その添付書類で住民票とかが不要になるということでもありますし、役場としては各行政機関への照会やら、入力などに要する労力なり時間が削減されるということです。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私、もう少し掴めてないところがあるんですけども、身分証明書として使われるというのはニュースでも掴んでいるんですけども、免許証では写真等がついていて、本人確認も簡単にできるんですけどね、あのカードは写真はついているんですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 はい、写真つきで申請をするように聞いております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。

そしたら、次、行かせてもらいます。

情報流出の関係ですけども、先ほど阪東議員からもありましたとおり、年金事務所で情報流出がしたというニュースがありました。今回のマイナンバー制度では、年金で持っている情報以上の中身の情報をデータとしてリンクしていると思いますので、今まで以上に慎重に対応する必要があると思います。具体的にどのようにセキュリティーに関して進めていこうとしているのか、その辺の説明をお願いします。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、インターネットや外部と接続するパソコンから業務で使う住基なり税などを扱うパソコンのアクセスをできないように分断します。まずそれをします。その個人情報を含んだデータの管理は、外部と接続しないパソコンの方でフォルダーをつかって管理します。それにUSBなど個人情報を持ち出しはできませんよという原則禁止の規則もします。原則禁止ですが、持ち出す場合やらがあるので、フォルダーの中にパスワードを決めてセットします。それで即今は対応をしようかなと思っているんですが、そのフォルダーのパスワードをいずれ暗号化にしていこうかなという計画はあります。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 いろいろ対応はしていただけるとは思いますが、何せ人間がやることですので100%というのはなかなか難しいと思いますので、重々間違いがないように、これだけはよろしくお願いします。

続きまして、2番目のテーマに行きます。

プレミアム商品券の関係ですけれども、地方活性化の呼び水として開始されましたプレミアム商品券ですが、ご存じの方、あると思うんですけれども、新聞紙上で茨城県の市会議員、市で決められた上限枠を大幅に超えて購入したと。議員辞職にまで至っているということが報じられていました。このプレミアム商品券の販売において、不公平感というのは現在、あちこちで話、聞いております。この辺のところで甲良町の実情を確認させていただきます。

まず、プレミアム商品券ですけれども、甲良町で完売されたという話を聞きましたけれども、何冊用意されているんでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 4,000冊を用意させていただきました。一応7月15日に発売をいたしまして、7月24日、その間、3連休があったんですけど、その間は抜いて7日間で完売をさせていただきました。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私も2冊購入させていただいたんですけども、そのときに名前のチェックがたしかなかったように記憶しているんですけども、誰が何冊購入したかという記録はございますか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 今、議員が申されますように、名前のチェックその他、記録はございません。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうしましたら、これは寺川会計責任者の方に確認したいんです

けども、これだけ大きい金額の販売になるんですけども、この記録がなくてもいいんでしょうか。

○建部議長 会計管理者。

○寺川会計管理者 一応1人1回2冊までということで販売させていただきましたので、1人1回2冊までで販売させていただきました。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。

そしたら、次の話、今の回答に続くんですけども、1人2冊までということで、事前のチラシで1人2冊までと制限がございました。これは私もチラシで確認して2冊購入したんですけども、この解除のアナウンスがないまま、この2冊制限がなく、上限がこの2冊超えてもいいよというようにして販売されたという話を聞いております。どのような経緯でこの2冊の制限を解除されたんでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 先ほど申しましたように、7日間の販売で、まず1期3日目で約6割の販売をすることができました。そして、2期目、次の週ですけれども、4日間であとの4割、残った分を販売するということができました。その間、1回の購入で1人2冊までということで、最後までその方針で販売をいたしましたので、制限を解除したということはありません。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私、購入しに行ったときにでも、1人、前にお客さんがいて、何回か並ばれて購入してもいいよということで、2冊制限をなく購入されていたのを実際、見ていますけども、本当に2冊以上の購入はなかったんでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 先ほども申しましたように、購入記録等がございませんので、その辺はちょっと把握ができてないところでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 購入記録ということじゃなしに、1回窓口で、例えば2冊ですと2万円ですけども、これ以上の金額で購入されたのを私、目撃してるんですけども、それはなかったということですか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 申しわけないですけど、ちょっとそこの把握はできておりません。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 これもあった、なかったの話なので、ちょっと問題だとは思わん

ですけども、次のところ、行かせてもらいます。

このような事業ですと、行政というのはやっぱり平等でなくてはいけないということで私は考えております。町内の人から異常に高額で購入したという話も聞いております。10万円以上購入した人もいるということで聞いておりますけども、そうするとその辺もわからないということでしょうか。金額と人数、もしわかったらお知らせ願いたいんですけども。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 申しわけございませんが、その件についても把握をしておりません。ただ、家族の方が5人とか来られて、それを販売した、5人分を販売して10万円販売したということはございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 この辺、実際にチラシでは1人2冊ということで制限されて、アナウンスされております。実際にこの2冊を超えて購入されたのを私、見ているんですけどね、そのときにはやっぱり公平性を保つというところで、売れ残る可能性もあるので、何月何日から解除しますよというアナウンスがあれば、私はよかったと思うんですけども、アナウンスがないまま、この高額購入を許可しているというところに問題があったと思っております。この辺はそうすると、わからないということですので、次、行かせてもらいます。

そうすると、5番のところも回答はおそらく予想されるんですけども、議員とか職員、この辺に関しては町の関係者というところで高額の購入、10万円以上の購入というのは遠慮すべきかなということで考えておりますけども、今回購入された人はいなかったかどうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 議員、職員の方、またその家族の方につきましても、購入していただいたものと考えております。また、高額での購入というのは、何遍も同じこととございますが、把握ができておりません。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。6番目へ行きます。

昨年のふるさと納税の商品の米についても、町内より不公平をかなり強く疑念を持たれております。もし、今回の販売において、当初、上限2万円と通達があった、これ、わからないということなので、しょうがないというか、2万円以上はなかったという認識ですか、そうすると。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 1人ということで、家族の方が沢山おられた場合は2万円以上の購入をされて、先ほども申し上げましたように、家族で来られたということはございますので、1人一応2万円ということでは、ちょっと把握が

できてないというところです。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 1人2万円、家族が5人であれば10万円、その辺の理解は私もできております。ただ、やっぱりその辺をはっきりしていただかないと、不公平感というのが残りますので、先ほどの話、名前をチェックするなり、何らかの対策をしないと、今後こういった疑念を持たれるようになります。この公平性について今後の再発防止、町内の町民がやっぱり何かおかしいでということと言うてますので、今後の再発防止、どのように考えておられますか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 また、そのようなこういう事業がございましたときには、同様の公平性を重視した販売方法というのを、今、議員が申されたことも1つの方法かなと思っております。事業が来年あるか、再来年あるかちょっとわかりませんが、そこらはそういうようなことで公平性を保って事業推進していきたいと考えているところでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 名前が控えられてないということで、これ以上質問してもなかなか答えが出ないところだと思います。今後においては、この公平性というところを十分頭に入れていただいて、販売、事業を進めていただくようによろしくをお願いします。

次の質問へ移らせていただきます。

ここ最近ですけども、昔はそんなことなかったと思うんですけど、ゲリラ豪雨というか、集中豪雨、これがときどきあるようになりました。甲良町って比較的安全な場所、台風においては、比較的弱くなってから甲良町に、地震においても、断層が甲良町を通っているのはほとんどなかったのかな。ということで、災害には比較的安全な場所だと私は思っているんですけども、1つだけ懸念せないかんのは、犬上川の氾濫。昨年でしたか、金屋のところでも堤防がちょっと削れたというところがございます。以前、私も一般質問で指摘させてもらいましたけども、犬上川の中には大きい木、雑木が沢山生えております。以前の回答では、下の方から順番次に計画して伐採していくという回答をもらいましたというところで回答をもらっているんですけども、進んでないんですね。これから台風の時期が来るにつれて、やっぱりちょっと心配ですので、去年の私への回答でそれで終わりましたということじゃなしに、現状を見ていただいて、進んでいないなら進んでいないということで、再度スケジュールを出してもらおうというようにプッシュするという動きをしていただきたいんですけども、現状、どうなっているか、回答願います。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 犬上川の雑木の伐採でございますが、滋賀県に確認いたしましたところ、伐採については順次行くと、同じような回答でございます。予定といたしましては、福寿橋から上流に向けて、途中でとまっておりますが、引き続いて伐採していく予定で、今年中に測量を終えて延長決定次第着工するという答えをいただきまして、金屋の方に向けて施工をするというふうに聞いております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 常にその辺、町内の安全安心に向かってという行動になりますので、進捗を、常にというのは毎日ということじゃなしに、たまに見ていただいて、予定どおり進んでいるなという確認はしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと、集中豪雨があっても、犬上ダムに貯水の余裕量があれば、不要に放水する堤防氾濫は防げるということで考えております。犬上ダムについて、続いて質問させていただきます。

近年ですけれども、ダムの貯水量が少ないということで、田んぼに水が必要な時期、このときにでも、1日おきとか2日おきにしか水が来ないという状況があります。現在、ダムの完成時に比べて、土砂の流入によって何パーセントぐらいまで落ち込んでいるか、データがございましたら、提示願います。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 犬上ダムの管理は犬上川沿岸土地改良区でございますので、そこでちょっと聞いてきましたところによりますと、昭和21年に犬上ダムが完成したときには、貯水量が450万立米ということでございました。それで平成26年度に調査をされまして、約土砂が90万立米貯まっているということで、貯水量としては今現在、360万立米というようなことでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 私の感覚だと、もっと貯まっているかなという感覚を持っているんですけども、わかりました。感覚的にわからないので、90万立米というと、例えばダンプ何杯ぐらいになるんでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 約10トンダンプで大体6立米乗りますので、15万台ですね。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 そうすると、例えばその辺の浚渫工事、ダムをもし浚渫するんなら、浚渫工事はどのぐらいかかるものなんでしょうか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 これにつきましても、ちょっとダム事務所に尋ねましたところ、ご存じのように、搬出方法、道がないので、そういうような工法、いろいろ搬出方法を考えられると、算出がそういうことを考えると、できないということで、幾らかかるかわからないというのが現状ということでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 以前もそのような回答をたしかしていただいたということで記憶しているんですけども、甲良町、農業を中心とした産業、ほかにこれといった産業、ございませんので、この農業を中心としている甲良町として、こういった現状、これでいいのか、もっと積極的にプッシュしていかなあかんとは思いますが、その点についてのご意見をお願いします。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 議員さん、申されますように、この件についてはいろいろと皆さんが問題視されているということで、平成26年度より、老朽した犬上川ダムの施設の補修、改修等をどのように進めるかという検討会、犬上川地区アセットマネジメント技術検討会というのが発足いたしました。このメンバー、甲良町も参画をしております。メンバー的には犬上川の恩恵をいただいております甲良町、多賀町、豊郷町、彦根市の行政と、またダム事務所の役員の方々でございます。70年近くダム、経過しておりますので、今の堆積の量も含めまして、ダム本体、そしてまた今の堆積量、ダムサイトと言われるその周りのことについても、どう補修、計画していくかということ、大きい予算になると思いますので、予算を確保していくということの目的もありまして、発足しておりますので、甲良町としても、これに参加して行って、犬上ダムをまた昔のように戻していきたいなと考えているところでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 よろしく申し上げます。

追加というところでなんですけども、2日に1回とか3日に1回しか水が回ってこないというところで、消防のホースが届くところはいいんですけども、消火栓のないところでは、この川の水で消火せざるを得ないというところがございますので、防火という面においても、やっぱり川の水はずっと流し続けていただけないと困ると思うんですけども、この辺のところ、総務としての見解を求めたいと思いますので。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 川の水を流し続けるというのはちょっとあれなんですけども、どうしても水が足りないというときには、水路、犬上川に要請して流しても

らうということはやっていただけるという仕組みにはなっております。甲良町において、消火栓、防火水槽については、消火栓が393カ所と防火水槽が77カ所ということで、消防法で定めます消火水利という部分で、地図に警防地図というのがあるんですけど、そこに消防署が作成しているものです。基準的には全て満たした中での一応消火栓と防火水槽はできているというところで、今のところは水が届かなくて困るという状況は、もちろん山間部の方へ行けば、また別の話になってくるんですけども、住宅地についてはそういう基準は一応満たしているということでございます。

今後、住宅ができてきたりになってきたら、それは字と協議させていただいたりしながら、順次整備をしていくということで、今のところは川の水に頼らなければいけないという状況ではないというふうには認識をしております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 まず安心しました。一部川の水を使わないと消火が困難な部分があるのかなという認識をしておりましたので、消火栓とタンクで何とかいけると、わかりました。

そしたら、あとは甲良町の農政という意味でどうしていくかという、検討会が発足したということで、そこで甲良町の意見を強く言ってもらおうと。甲良町独自のこれ、事業じゃありませんので、甲良町からそういう意見を強く言ってもらおうというところでよろしくお願いします。

続きまして、そうしましたら、次の国体の話へ移らせてもらいます。

滋賀の国体ですけども、彦根会場というところで決まりましたけども、近隣の1市4町での広域の連携、これはどのようになっておりますでしょうか。

○建部議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 国体メイン会場誘致につきましては、彦根市に協力していますので、できる限り協力はしていきたいと考えております。現在、各市町の職員については協議会の係員として、宿泊あるいは輸送、歓迎、駐車場等の協議会を支援する間接的な業務をするという案が出ているところでございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。2番も含めて答えていただきましたので、2番、飛ばしまして、3番、行かせてもらいます。

甲良町、町営のグラウンドで立派なものがございますので、この辺のところを球技会場として協力できないかなという案を私、持っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○建部議長 社会教育課長。

○川嶋社会教育課長 こちらの会場につきましては、競技施設の基準、あるいは宿泊等、あるいは交通の面の運営上の基準がございまして、かなり難しいという理由によりまして、昨年の12月に開催希望調査がございまして、甲良町といたしましては、希望しないという回答をさせていただいたところがございます。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。ただ、近隣で行われますので、積極的な協力、この体制を組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○建部議長 町長。

○北川町長 以前に町村会でも、いわゆる第1種から第3種のそういう公認の競技場がない。そういう町村が、町村会ではそういうところが多いですから、そういう中に、じゃ、どういう形で協力するのかというような話もございました。竜王はロッククライミング、名神沿いにあるドーム、それを国体の中で手を挙げたというような経緯がございまして。それ以外に今現在決まっているのは、長浜で県立のドーム、あそこで相撲と、そして長浜市でテニス、湖南で剣道、愛荘がアーチェリー、アーチェリーはまだ正式には名乗ってないですけども、実質的にはそうなっていますし、大津で高校野球をやるというような部分が今、決まっているという中で、犬上3町、今、言われたように、グラウンドがございまして、3町とも。もし、何か公開競技で要請があれば、そういう部分でできるものがあれば受け入れていこうというようなこととございまして、ただそれぞれの自治体が費用、ある程度応分の費用を持って施設整備もしていかなければならないという部分もありますので、これはもう少し近隣の市町と相談をしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。よろしくお願いします。

次へ行かせてもらいます。

先日ですけども、8月25日、春に行われた全国学力テストの結果が発表になりました。残念ながらというか、全国的に滋賀県のレベルというのが最下位から数番というところで国語、算数、理科ともに低いレベルで結果がございました。この滋賀県、全国平均というところで、滋賀県のレベルはわかったんですけども、甲良町のレベル、これが滋賀県のレベルと比べてどうかというところについて、なかなか回答しづらい部分があると思うんですけども、回答できるレベルで回答をお願いしたいと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 全国学力学習調査の甲良町の概要についてお答えをさせていただきます。

この4月に実施されました、全国学力学習状況調査の町内の平均回答率は滋賀県の結果同様、全教科で全国平均を下回っております。ただ、小学校では漢字検定や計算検定、プリントなどによる繰り返し学習を推進してきた結果、漢字や計算力の力についてはついてきております。中学校におきましては、個別指導ができるように、複数指導体制を充実させ、ワークやプリント類への取り組みをきめ細かくチェックし、やり切らせるという指導を徹底してきた成果が出ており、前年度と比べますと、全国平均との正答率の差が全教科で5ポイントから10ポイント縮まってきているというような状況でございます。

また、小中学校の共通して見られる課題としましては、全教科とも問題文を読んで、自分の考えを書いたり、また回答した理由を書いたりする記述式の回答に落ち込みが見られるというぐあいに見られます。今後、授業におきまして、自分の考えを書いたり、理由をわかりやすく書くというような活動を取り入れていき、書く力を高めていく必要があると考えております。

また、児童・生徒の質問紙というのがありまして、その結果からは、地域の行事に参加している割合が全国平均よりも圧倒的に高いといういい面も見られております。その反面、宿題や予習、復習など。家庭学習の時間が全国平均よりも短く、また逆にスマホや携帯電話、ゲームなどの時間が全国より長いというような結果も出ております。

今後、家庭と連携しながら、家庭学習の定着についても、取り組みを進めていかなければならないと考えているところでございます。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** ありがとうございます。データはいろいろとられているということでもわかりました。滋賀県においても、この辺の学力が低下しているというところの認識をしまして、学力アップのプランを検討中だということでも聞いておるわけなんですけども、今のデータをもって、甲良町として、今後どうしていくか。現状のままでいいというのは、おそらく誰もいないと思いますので、やっぱり学力をアップしていかなあかんというところにおいて、現在、どのようなプランをお持ちでしょうか。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 本年度から、甲良中学校学力向上アドバイザー事業というのを開始しております。これは仏教大学の教育学部の原清治教授を中心に仏教大学の先生方に中学校に来ていただき、子どもたちの様子や授業等を見ていただき、学力向上に向けた効果的な指導法もアドバイスをいただき、教職員の意識改革を今、図っているところです。そのノウハウを小学校の方でも生かしていきたいなと考えているところです。

以上です。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 これ一本だけじゃなしに、いろんな方策で学力アップに臨んでいただきたいと思うんですけども、ちなみにお隣の県、福井県ではここ最近ずっとかなり上位の順位がランクされております。そこへどういう方法でよくなっていったのかというところを研修しに行くというのも1つの手だと思いますので、甲良町自身、滋賀県もそういう話、出てくるかもしれませんが、甲良町自身が学力アップするように、今後、よろしく願います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○建部議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 西川議員の一般質問を許します。

西川議員。

○西川議員 4番 西川です。議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。最後でございますので、疲れの出んように、正確な答弁をよろしく願いたいと思います。

まず最初、野瀬議員も質問しましたが、プレミアム商品券の販売についてでお聞きしたいと思います。

プレミアム商品券、まことに完売されたということで、よかったなどはある意味思うんですが、このプレミアム商品券そのものは地域消費の喚起、生活緊急支援を目的に、プレミアム商品券が発売されたというふうに思っております。その中で、買った人、買えない人がいたと。窓口に来られない人やとか、いろんな方がいたと思うんですが、甲良町の場合に、いろんなこと、これから何点かお尋ねしていきませんが、発売総額が4,000万というものがあるんですが、この4,000万はどういう根拠でなっているのかというのをお聞かせください。

○建部議長 4,000万と決めたわけ。

企画監理課長。

○中川企画監理課長 先行型交付金のときに一緒に地域完結型、それで交付金をいただきましたので、そこから事務経費を引いた分で3,000、上乗せしていますので、それでその補助金の額で計算したら、4,000万円出せるということでした。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 それはそういうことなんです、この4,000万の算出根拠で、いわゆる甲良町、1億円でも出せるのかと、この辺の資料によると、1億までオーケーみたいなことが書いてあるんですが、甲良町の場合、人口が少ないとか、いろんな問題があるんかもわかりませんが、この中で国がどうい

算出の根拠で甲良町に4,000万を与えてくれたのか、その辺の中身はわかっていないんですかね。例えば、人口とか財力指数、消費水準とか寒冷地だとか、その辺のところとか、これが地域消費型の生活支援型が2,500億、地方創生型の基礎交付が1,400億、上乘せが300というような形があるんですが、この中身がちょっとわかっただら、教えてほしいな。もう甲良町は4,000万で終わりなのかどうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 すいません、ちょっと今、手持ちの資料が持っていないので、即答はできないんですけど、また後日、報告させてもらうということで。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 じゃ、後日、報告をください。

次に、先ほど野瀬議員からの質問もありましたが、4,000万完売したということは2,000人の人が買ったという形にはなるかと思うんですが、それが2冊、2冊という形で言うておられるんですけど、現実の問題として、全員が町内の人であったのかとか、いや、予約販売で、来られない、体の不自由な人だとか、そういう人たちへの配慮がなされるようになっているはずなんですが、その辺がどういうふうに配慮されたのか、お答えください。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 予約販売等はしておりません。購入の販売所に来ていただいた方に販売をしております。正確な購入者数というのは記録しておりませんので、ちょっとわかりませんが、町外の方に、特に2週目、7月21日からの販売につきましては、再度新聞折り込みに販売の案内のチラシを入れさせていただきましたので、甲良町だけやなしに、近隣も入っていますので、何人かの方は購入していただいているものと考えております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 町外の方も販売したという形ですね。人数、その辺のところの話なんですが、この商品券、1人2冊までというふうになっていますが、ここに私の手元に利用実態に関するアンケート調査というのがあるんですね。この中に1人2冊というようなことを限定できるのかなというような資料のとり方があるんですが、問い1 プレミアム商品券、以下商品券と言いますを何円分購入されましたかと。1人1冊、2冊、3冊、4冊、それ以上というようなアンケートのとり方があるんですが、これは家族構成の1として回答された方となっているんですね。独身の人ということなんですね。これやと、独身の人でも、4冊でも何十冊でも買えるという理解ができると思うんですけどね、その辺はいかがなんでしょうかね。

○建部議長 産業課長。

- 若林産業課長 一応独身の方、家族数人の方に皆、対応できるようにということですから、そういうような記述になっております。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 ちょっとその辺で、2冊というのはもうここで崩れたなというふうに思います。それと、1回目と2回目と販売窓口が変わったんでしょうか。それとも、ずっと同一のところでおやりになっていたんでしょうか。
- 建部議長 産業課長。
- 若林産業課長 最初の7月15日から7月17日は、いつも期日前投票をやっている第3会議室で販売をさせていただきました。そして、21日から24日の間の4日間につきましては、役場の中の会計の方で販売をさせていただきました。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 ということは、産業課の窓口は前半、後半は会計管理室という形ですね。
- 建部議長 産業課長。
- 若林産業課長 期日前のあそこの。
- 西川議員 のところは最初でしょ。あとは会計管理室で、窓口が産業課と会計管理室と、前半と後半で違ったわけでしょ。
- 若林産業課長 いえ、会計とも一緒に最初の方は、人が多分多数の方が購入に来られるということを想定いたしまして、会計で当初は販売する予定をしていたんですけれども、混雑するといけないということで、第3会議室の方で特設の販売所をさせていただきました。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 後半の方は会計管理室に産業課も同席していたという理解ですか。
- 建部議長 産業課長。
- 若林産業課長 主には会計の方で販売していただきましたが、産業課の方もその都度、お客さんが多いときとかいうときに応援に行っていました。
- 建部議長 西川議員。
- 西川議員 ちょっと聞くところによりますと、はい、もう1回外へ出て、入ってらっしゃい、もう1回、来なさい、もう1回、来なさいと言うておやりになったというようなことも聞いています。この辺がどうであったかという問題は別として、売り切れたという形だとは思いますが、行列されるほどの人気があった。それで買われていった。体の不自由な方、その辺のところはどういう形でなされていくのかなというふうに、弱者の対応がどうであったのかなと私はちょっと思うところがございます。2冊の枠が変わってはないということは先ほど、野瀬議員のところで言われましたので、今回は飛ばし

ますが。

領収書の問題ですが、領収書は要らないことはわかりました。わかりましたけど、この辺が国に対して請求するに当たって、どういう勘定のもとに請求されていくのか。商品券の発行ナンバーと、それから換金されてきた商品券が戻ってくる、そういう形で確認はできるんだとは思いますが、どういうふうな状態で国に請求されていくんでしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 売った実績に対して、国の方には請求をしていきます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 売った実績というのは入金でわかるということですね。次回からやるときは、こういうことをやるときには、申込書とかいろいろ手続があるかと思うんですよね。そういうことをやっぱりふまえてやらないと、あまりにもちょっとずさんの感じがせんでもないので、やはり国から出されている資料をもとにいろんなことを真面目にやっていただきたいなというふうに思います。

それと次に行きます。

先ほども言いましたが、ある意味、貧しい人や低所得者層の人に配慮したものであるというふうに私は理解しておりますが、先ほど野瀬議員も言いましたが、茨城県の常陸太田市では大量買いした市会議員がいるとの通報を受けられて、市が調査を開始、議会も事情聴取し、重複購入を認めて、辞職したと。プレミアムの15万円を返納されたと。75万買われて、15万返したということのようですが、この辺のところで特別職や議員、行政職が甲良町の場合にいたのかどうか。それとか、ある意味議員枠とか特別職枠というのがあったのかどうか、お答えください。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 いえ、そのような枠はございません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 公平性が保たれていないといかんというのは、先ほどから皆さんもおっしゃいますが、1つに大量買いしたという話が出てくるということは、ルールはどうであれ、何回通っても、何でも1人の人が買えるとか、いろんなことはあるかもわかりませんが、やはりそういうことがあまりに目につけば、行政側は注意しなきゃいかんというふうにも思います。これは噂の域を出てませんので、あまり大きなことは言えないかも知れませんが、人に頼まれて買ってやったんだというような話ですね。常陸太田市では、ご本人が家族の分含めて5人、それから奥さん方の知人の分を5人、それともう一つは家族がまた親の名前やら、皆、同じ人の名前をつくって5人、合わせて

5万円の3口を買っておられるわけですね。その辺が75万になるわけですが、そういうふうなことでも、やはり申込書があるから発覚すると思うんですよ、また、今の甲良町のやったら、何をやってもわからへんわけですよ。その辺のところは、追及されるのが嫌やからこうしとけということになっているのかわかりませんが、そういうことでうまく逃れた人がいたら、やっぱりその辺は今後のことでもよくないと思いますので、あくまで証拠は残さないかんというふうに思います。その辺は肝に銘じていただきたいと思います。

例えば金額が100万円であったら、30万儲かるわけですよ。50口買えば。やはりその辺で、3,000円、6,000円は庶民のささやかな楽しみであると思うんです。それが大きくなってきたら、所得の増、それから企業の事業資金、仕入れの事業資金というような形にもつながっていくわけですよ。やっぱりその辺がいろんなことで聞こえてくる話もありますので、その辺がいろんなところで聞こえてくるんですが、これ、町長には失礼なんです、町長宅の名前も挙がったりもするケースがあったわけですよ。その辺は信じがたい話だとは思ってますけど、そういうところがね、皆さん、この2万円で処理しているから、どうあってもええわという発想じゃだめだと思しますので、そういうことは行政職なり、特別職なり、議員はやっぱり最低限のところで守ったルールをやっていないといかんと思いますので、今後、それは絶対にないようにしていただきたい。疑われないようなことにしていただきたいと思います。

次に、このことによって、甲良町内の景気動向指数が、今、予測でしかないかと思うんですが、その辺がどういうふうになっていくのか、お聞かせください。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 ただいまのように、今後の販売につきましては、重々注意して販売していきたいと考えております。今回の登録店、地元の町内業者の方が全員でございますので、プレミアム商品券、数字ではちょっとどうだとかわかりませんが、プレミアム分、3割の分程度は指数が向上するのではないかと考えているところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 この辺で当然ここのいろんな調査はなされると思うんですが、最終的に出てくるのが、換金期間が終わってからでしかないと思うんですが、業種別の結果表、どういう人のところへ皆が買いに行ったのかとか、結果表の提出を求めておきたいと。ちょっと町会議員の任期が切れますので、その辺が継続されるといいなと思うんですが、その辺のところはデータとして、

こういうことをやったケースにはどういうところが潤うんやというようなことをわかるようなことにしとかなないといかんとおもいます。その辺をひとつよろしくお願いしときます。いかがですか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 今、換金というか、事業者の方から始まったところでございますので、まだデータ不足でございますので、全てが1月を越えてから最後の最終の換金が終わりましたら、集計したいと考えております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 事務経費は先ほど言われた予算書の中から残った分が事務経費という理解でよろしいですね。わかりました。

じゃ、次に行きます。ふるさと納税についてお聞きします。

ふるさと納税がまた今年も始まっていると思うんですが、今現在の状況はどんなものかお聞かせください。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 平成27年度分で、8月27日現在で整理をしました。申込者数が1,375人で、申込金額にしますと、2,372万6,140円です、そのうち、27日現在で入金された方が1,193人で金額が2,048万6,000円です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その中で大口の人はいてるの。どれぐらいのものを納めておられるんですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今回は最高が3万円にしかセットしてませんので、最高が3万円です。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 この中で特典がいろいろあるかと思うんですが、お返しの。これの中の人気商品は何でしょうかね。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 申し込みが一番多いのがやっぱりお米でありまして、963人です。次がお肉で332人、天然水が35で、純米酒が2、そのほか43人が道の駅の商品のもろもろでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 肉、入ったっけ。

(「お肉、入っています」の声あり)

○西川議員 3番目のところへ行かせていただきます。

昨年、お米のときにも言いましたけど、町民に対して不公平感を与えない

ようにというようなことをお願いしましたが、今回はどのような周知をされて、この商品をお決めになったのかというところをお聞かせください。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 商品の決め方については、町の方でこういうものならいいかなということを商品については決めておりますし、それはホームページで特典は紹介しております。お米の取扱いにつきましては、4月開催の区長・農業組合長の合同会議の方で町長の挨拶の中で申しております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 肉はどういうふうになっているんですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 お肉につきましては、この2月に町内にお店のある方と、道の駅の会員の方、5者おりまして、ちょっと説明会というか、通知を出させていただきまして、町がお肉をこのように取り組んでPRしたいというような町の規格を示しまして、それに賛同していただける方が参加しとります。現在は、2者であります。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 もう一つ、お酒があったと思うんですけど、あれは甲良町産じゃないんですが、どういう意味合いでのお酒は挙がってるんですか。

○建部議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 積立金額を上げるために、近江の地酒ということで、ちょっと甲良町の枠を広げて、試験的にやらせてもらっています。後々甲良町の特産品として、そういうのも必要じゃないかなというふうな検討もしております。

具体的に言いますと、高虎の出生地なので、在土のお米、日本晴を使って、高虎の酒をつくろうかなというふうなことで、今、順次、進めていっています。その前段として、まず近江のお酒ということで、エントリーというか、特典に入れて様子を見ているところであります。一応1月ぐらいにはお酒ができる予定をしております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 やられるなら、ビールもやられたらいいかと思いますが。

じゃ、次、盗水問題に行きます。

何人かが取り上げております盗水、きのうからもいろいろと話は出ているんですが、議会が甲良町で問題になったから、これをやったわけですけど、調査すると。いろんなことが言われまして、議員は同意書を出したと、調査してくださいということをやっているわけですが、先ほどの濱野議員への回答はちょっと残念な答えが出てました。

1つには、有収率の問題で平成21年度の91.8%を頭にして、平成26年度の有収率で算出した数字が1,400万円ぐらいになるんです、計算するとね。毎年、それが盗まれているという認識を持たないと、やっぱり行政職としてはいかんのではないかというふうに思います。その辺が町は損失を受けているわけです、現実。そこを自分には何の痛みも感じないからどうでもいいんだとか、そんなものに関わりたくないから放っておくと、放置しておくと、黙認しているとか、そういうことであるのなら、これはちょっと行政職としての問題というのが、協力姿勢ですよ、あくまで。その辺は何も強制的にやるとかどうのこうの、やれとかいう。協力をせよということを行っているわけですから、その辺がどのようなことで拒否されるのかというようなことになってきて、それとも何かほかの要素があってできない。誰か疑いのある人がおるから、もうこれ、1人でも協力したら、皆がばれてまうと、その人がばれてしまうからかばっているとか、そういう発想も、こっちは持ちたくありません、その辺はね。その辺がどのようなことでできないのか。家族であるからどうのこうのと、家族であるからこそ、余計にやらないかんと、私はそういうふうにも思うんですけど、その辺が規則かルールか、その辺のところでは言われている。そこは一步破っていかないと、これは解決しないと思いますので、やはりそこをやっていただきたいなというふうに思いますし、今度の回答をいただきたいんですが、その回答次第によっては、議会だよりに掲載するというのをやっていきたいと思います。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 おっしゃられているような疑いとか、そういうことをもってできないということは一切思っておりません。有収率が上がっていないことについても、問題意識がないということでもございません。有収率の向上に向けては水道課が中心になって、鋭意努力していくということでは努めていきますし、さらに努めていきたいというふうには考えております。

先ほど言いましたように、役場の職務といいますか、個人の自由で出しなさいということも含めて、こちらから発信するということが自体が問題があるという認識を持っております。

以上です。

(「おかしいわ、それは。そんな答弁、あるか」の声あり)

○建部議長 静粛に。

西川議員。

○西川議員 今、課長会でそういう話になっているかと思うんですが、議会が出した決議書を個人に配ることはできないんですか。

○建部議長 総務課長。

○中川総務課長 今のところ、まだ全職員にはそういうことは配っていませんので、そういう問題があるということは周知できていないという部分では、まだできていませんので、何らかの機会にはお知らせしていったということにはさせていただきたいと思います。

決議書を無視しているということでもなくて、一応管理職会等でも議論、検討させていただいた中での結果ということでのご理解はお願いしたいというふうには思います。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 ご理解を願いたいということですが、ご理解できないから、何回も質問しているわけですから、これはもうこういう回答が出ているということ、やはり議会だよりに載せていきたいと思います。

それと次に、議員宅の調査報告書ということを要請してあったんですが、これはできてるでしょうか。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 議員全員の調査は終わりましたが、報告書というものについては、作成はしてありません。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 求めるとしてるんですから、つくっていただきましたかというふうに思いますので、後日で結構です。してください。

それと、宅内排水の柵が1つしかない家と、2つ、3つある家とかいろいろあるかと、議員の持ち主の家の関連の施設があるかと思しますので、その辺も含めた調査の報告書がいただきたいと思います。

次に、4番目の忠霊塔の方へ行かせていただきます。

もう一つ忘れていました。この問題が、盗水の問題が解決しない限り、甲良町、今、何人かの方も言われてますが、人口減少問題等取り組んでいる中で、地域の課題となったところが今後の課題になってるんだというふうに思いますけど、こういう問題も解決できない行政が、地域人口減少問題、いろんなものに取り組んでいくと云って、やっぱり肝心要が堂々と盗まれているであろうと思われることも解決できなくて、人が住みたくなるとか、帰ってきたくなくなるとか、そんなこと思いませんし、もし盗水がそんなにされているという話になってきたときに、これが金がいただければ、水道料金、下がるわけですね。やっぱりそういうところまで踏み込んだ中で考えていかないかん問題やと思しますので、この人口減少問題というのはやはりいろんな意味合いがありますけど、こういう不祥事の問題を早く解決しないと、いつまでこんなことをやってると、まだやってるといような話が流れてくるわけですよ、町民からは。その辺のところはちょっとふまえた中で協力

していくということの姿勢を示してほしいと、お願いしておきます。

次に、忠霊塔の問題ですが、今年は戦後70年の節目ということで、総理の談話やさまざまな催し、討論会、また報道番組で放映され、放送されてきました。戦死者への慰霊は忘れてはいけないというふうには思うんですが、しかし前回も話しましたが、遺族会の高齢化に伴い、忠霊塔園内の環境整備もままならず、塔自体が危険な状況にあるということを提案したが、その辺のところでお願ひしておいたことに関しまして、今、どのような状況にあるか、教えてください。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 甲良町遺族会の会長さんから要望書が提出されまして、町長、総務課長、社協代表、保健福祉課長で要旨の説明を受けました。内容は、忠霊塔の老朽化対策について、樹木の伐採処理対策について、敷地の利活用の検討依頼の3点でありました。具体的な方針として、遺族会さんで決定していただき、その内容に添って町は協力させていただきますと回答しております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 いい方向に進んでいるかと思うんですが、あとは予算の裏づけをお願いしたいというふうに思います。確かにもうあれだけ大きな木になってきますと、私は、残してもええのはイチョウの木ぐらいやろうなど、実がなる木やなと思うんですが、その辺のところは何とかしてあげないと、よその畑に倒れるかもわからんし、塔の方へ倒れるかもわからんし、どこへ倒れるかわからん。いわゆる竜巻情報が出たりなんかしたときとかいうのは非常に危険なわけですから、あの辺もちょっと考えていただきたいと思います。それと、ちょっと聞いた話なんです、あの土地は甲良町の保有資産かどうかということ、何か違うような話もちらちら聞こえてくるんですが、どのような形になってるのか。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 あの広大な土地の約半分の495平米に関しては、農林省の土地となっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 そういうことは、税金は払わんでもええんですかね、ああいうところは。

○建部議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 国の方からは払い下げをしたいという話もありますので、土地の行政財産になりますので、その辺は県を通して話し合いをしていくということになっております。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 その辺は払い下げていただけていった方がすっきりするんだろうと思いますので、よろしく願いしときます。

次に、獣害対策についてのお尋ねをします。

これ、私とこの金屋地区が今、主に被害に遭っている、横関地区もあります。猿やカラス、ハクビシン、農作物に被害が続出しているというところと、農作物いうて、大量にやっている人のとこの農作物ならいいんですが、個人の家庭で食べる菜園程度のところでおやりになっている。あしたとったらいいだろうなというのが皆、当日の朝とか、その前の晩にやられてしまうような形で、何件も何件もあるわけです。現実、この間もラジオ体操最終日やったと思うんですが、朝8時ごろ、前日の8時ごろですね、猿が塀に乗っておった、家の塀に。それがずっと南の方へ行っていて、養護学校の方へ行ったら。そしたら、栗の木のとこへ行っていて、栗の青いいがをむいて食べているというんですよね、猿がですよ。やっぱり最近食うものがないのか、その栗のいがまでむくとか、そんなこともやったり。それとカラスは前にも何回かお話ししているが、トマトをやったり、いわゆる突く、商品価値を落とすとかいうような形、それとハクビシンはもう下の方しか食べませんが、イジチクなんかは皆、突いて回るとか、やっぱり食べようと思うその日の朝にはやられているというような形があるので、その辺のところは被害続出と。

もう一つは、ソーラーパネル、屋根の上。屋根の上へとってきたトウモロコシとか、いろんなものを家の屋根を伝ってぼんぼんぼんと上がって行って、そのソーラーの上にごみを落とすというわけですよ。やっぱり、割ったりはなっていないだとは思いますが、そういうことも猿がやっているというような形で、何とかならんのやろうかと、去年、野瀬さんに聞いてましたら、北落は村中総出で脅かして追い出したということなんですけど、金屋の場合、森の中にいてるんですが、その辺を対策として、爆竹ほったって、せせら笑ってますわ、あんなもん、猿はね。やっぱりその辺を何とかしていただけんかと、もう一步踏み込んだ対策ですね。檻なんてかけたって、何ともならんと思うし、その辺が何か対策ないですか。

○建部議長 産業課長。

○若林産業課長 今、議員が申されましたように、地元では猿やカラス、そしてハクビシンの有害鳥獣の農作物への被害、今のそれプラス、ソーラーパネル等の苦慮をされているということは認識をしております。カラス、猿についてほかにも猪、鹿とあるんですけれども、猟友会での駆除を委託しておりますが、今、申されます金屋地区ではやっぱり住居の近くですので、銃器で撃つということはまずできませんので、今のところは猿に対して花火による

追い払いを地元でお願いしているのが現状でございます。町といたしまして、花火による追い払いにつきましては、今後も継続して実施していただきたいと考えるところでございます。

今、言われるように、次なる手段でございますけれども、これにつきましても、一応、県等の関係機関により方法はないかというような相談をしているところでございます。何か檻も金属製の檻ですと、猿はもう近寄らないというようなことも聞いておりますので、それにかわるような何かがないかなど。県の方もそういうような相談でいろいろとよい方法を試しているというようなことでございますので、よい方法があれば、それで駆除をしていきたいと考えるところでございます。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 字内やから鉄砲が撃てないという発想があるかと思うんですが、猟友会の人に聞きましたら、今度何かルール改正になったのか何かで、猿、撃ち殺してもかまへんというような話があるようなことを猟友会の人が出てたんですが、撃ち殺すのはなかなか難しいかと思うんですけど、撃つならライフルやと言ってましたね。散弾はあかんと言ってね。1つの手段としては空砲をやったらどうやと。ただし、村の協力は要りますよという話なんですけどね、その辺を通報していただいて、誰か1人が行くというような形で協力はできるよというような話もされてましたので、やっぱりその辺はちょっと猟友会の方にも声をかけていただくとか、何かしていただきたいなど。現実、猟友会があちこち回られていますよね。回られてると、その車が来ると、カラスなんか全部よその字へ行っって、当日はおらんというような話。においがするのかわか知りませんが、その辺のところの問題はあるので、そういうようなことがあるんですけど、現実、猿は大きな猿、80センチぐらいあると言ってましたね。その辺の猿がおるので、住み着いてますので、やっぱりその辺は何とかしていただきたいな。よその屋根から屋根へと、トタン屋根でも何でもわーっと飛んでどんどんと、雷でも落ちるんかなというような感じで思っておられるので、その辺のところも、屋根が壊れてもいけませんし、その辺のところを何とか協力してやってほしいなというふうに思います。いろんなところから、区長からもいろいろ上がっているかと思うんですけど、その辺ひとつ対策を一步踏み込んでやっていただきたいということをお願いしておきます。

次に、企業誘致の話なんですが、現在、池寺地先の企業誘致はどうなっているかというところですが、1つに滋賀県というところは、災害は全国一番少ない県でもあると、火山地帯でもない、断層もない、ほぼほぼないだろうというところ。水害も少ない。あの大林の山のところにおいて、水害はまず

あり得ないだろうと、集中豪雨で土砂が流れるほど降ればまた別ですけど、その辺のところも、あちこちにアピールして、人口減少が直るような、人が来るような企業の誘致が、やっておられるとは思いますが、国への機関にも働きかけるとかいうようなことをやっぱりやっていかないと、いつまでたっても努力してます、努力してますという返事ばかりもろうとって、前向きになっていかないので、今現状、どうなっているかお聞かせください。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**中川企画監理課長** 現在、土地利用計画図を策定するために、コンサルに業務委託をしております。地形や高低差を考慮して、まず開発面積がどれぐらいの規模になるかとか、事業費の規模がどれぐらいかということを検討するために委託を出している段階でございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** いろんなことをお願いしておられるということなのですが、三重県の例なんですけど、今年度に国の機関の移転というものをお願いするというような形で、9機関を三重県、決められているんですね。今、持って上がって陳情しようというようなことをされています。滋賀県もそういうあれがあるんだと思うんですが、甲良町も滋賀県のそういう中へ加えていただいて、何がいいか、いろんなものがあるかと思う、移転する機関の名前は挙がってるんだと思うんですね。その辺が滋賀県として、甲良町としてはどういものが来てほしいかと。たまに勝手な測定だけしよるような機械が来るような施設は要りませんから、やはり人が来ていただいて、住んで、家族構成で来られるような人が出てくるような機関というのを目指さないかんと思うんですけど、今、これで見えますと、各市から今現在、上がっていますんでね、三重県の場合。市も町もあるかな。その辺でいろんな要望を上げております。その辺のところもやっぱり要請していかないと進まない。両方並行してやらないかんと思うんですけど、先ほど町長もおっしゃってましたけど、その辺をふまえた中で、人の要る企業、やっぱり金を落としてもらえ企業でないと、倉庫代で済ましてもらうような企業は要らんと前も言ってますけど、その辺のところを踏み込んだ形でどんどん進めていかないと、乗り遅れるばかりじゃどうにもならんというふうに思います。その辺、町長はどういうふうな考えをお持ちでしょうか。先ほど聞いた上に何かありますでしょうか。

○**建部議長** 町長。

○**北川町長** 今、議員がおっしゃる国の機関というのは、今のところ、私も面積的な問題とかいろんな問題がございますので、そのことは全く考えていないというのが実情なんです。ただ、今回、MKさんというところに全て

委託をして、土地利用計画の作成をしてもらうというようなことで予算も組ませていただいております。ただ、昨年、議員からこの企業誘致に関して大林の土地の件で質問もございました。そのときに、昭和40年ごろ、キリンビールの埋め立て等で、ちょっと粘土質で使いにくいというようなお話もございました。そういうことで、MKさんの方も、我々の議会の議員と行政の一般質問のやり取り等もホームページに全て載せておりますので、それを閲覧というか、見られたというようなことで、甲良町の大林にもらった土地、ちょっと軟弱やったら難しいかなというようなことの問い合わせもございました。幸い、大林さんの前の吉村部長の方にも資料を送っていただいて、私どもも運動公園の地質調査をやっておりますので、その結果、MKさんの方にもその資料も皆、送らせていただいて、ここは大丈夫ですよというように、説明もさせていただいて、ちょっと今現在、利用計画書を作成するというようなことで取り組んでいただいているというようなところですので、もう近々にその計画書も上がってくるのではないかなと。ただ、県の環境の問題とかいろんなことがございますので、制約される部分もあるかもしれませんが、いずれにしても企業誘致を大前提ということで、特に製造業、こういう大前提で取り組んでいきたいなというふうに思っています。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 一番それがいいんかと思えますけど、なかなか今、海外から戻ってくれる企業が多ければいいんですけど、まだそこまで進展してないなというところもありますので、苦勞されると思えますけど、積極的な姿勢で臨んでいただきたいと思えます。

最後になりますが、これ、何回もしてる話なんですけどね、犬上川の堤防、金屋橋から福寿橋までの間の堤防道路、それから歩道、また堤防道路というような感じで金屋のところはつながってあるんですが、歩道の部分です、県道のバイパスになっている歩道の部分のところに、蔓草がもうずっと生えてきて、上の人が通学路に使っているんですけど、通るのにも難儀しているような状態を見受けてます。女の子なんか特にスカートはいて、端の方を走らないかんから、ちょっと大変やろうなというふうにも思っています。その辺のところもあるんですが、歩道が終わった先から、福寿橋までの間、この間、堤防が崩れたとこ、鮎釣り場になっている広場ありますね。あそこから竹藪ずっとあるんですが、あそこが樹木、竹が垂れ下がったり、通れないから、管理人さんがやるんですけど、やはりもう1人ではやりきれんという話が出てます。本来ですと、金屋があそこを8月に除草作業、伐採作業をしてたんですが、今、区の方が返還してきたと思うんですけど、やはり人海戦術をやらないかんのですけど、みんな高齢化で、もうこらえてほしいという話がど

んどん出ているわけですね。出てくる人は、若い人は出てこないですから、1軒に1人というても、年寄りしか出てこないんですね。組長だけはこの草刈り機持って出てきますけど、これは休んででも出ておられるんやと思うんですけど、土日でも出勤の人、運転士とかそういう人は出勤せないかんのですけどね。やっぱりそういう人が出ておられて、あとは年寄りばかりなんですね。そんなん、上の方をばんばんやれとか言うたってできない状態、それから名神から上の堤防の方、用水路と川原の間、もうそこは人が上流まで歩いていくのはいけません、現実。長靴でも履いて、ずっと行くならいいですけど、蛇が出るか、何が出るかわからんような状態になってますので、甲良町の職員さんの名刺に桜並木が写ってますけど、あんなん写そうというたって、もうあんな状態にはならない、そんな状態ですから、やはりあそこは早く県に何とかしていただきたいなということを思います。

先日、たまたま県会議員が私の家に来たときに、ちょうどええところへ来た、これ、見に行こうということで、金屋橋から福寿橋のオリエンタルのこの堤防も見せましたけど。要は名神の下のところ、あそこはもう茨と蔓草でいっぱいなんですね。昨今、全国的にも起こっています、頻繁に起こっておる誘拐や殺人事件が、やっぱりそういうところが連れ込まれたら怖いねと、その議員さんもおっしゃってましたので、やっぱりそういうところの問題もふまえた中で、子どもたちが引きずり込まれないようなこととか、通学している子どもたちが引きずり込まれないようなこととか、やっぱりやっていけないといかんと思いますので、その辺を先ほど、建設課長、答弁してましたけど、竹の中の竹だけではなくして、やっぱり道路の方もやっていただきたいという要請を強く要望していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでございますか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** 議員、申される河川愛護の問題につきましては、県の方には当然強く要望もしているところでございます。今の野瀬議員に答弁しましたとおり、今年度は竹の部分、それも全線行けるかどうかちょっとわかりませんが、できるところまでするという回答をいただき、最後まで最終的にはするというふうなことはいただいております。そこから先の河川愛護の部分につきましては、今のところまだ回答はいただけていない。県にいたしましても、今、検討中であるということのみでございます。

○**建部議長** 西川議員。

○**西川議員** 予算との絡みがあるから難しいかと思うんですけど、万が一不祥事が起こっては、後でやっておいたらよかったなと思わんでもええようにやらないかんと思いますので、その辺のところ、この間もその議員は一緒に県

に来ますかと、いや、それはあなたの仕事やから、あなた、やりと言うておったんですが、町の方へ一遍見にきていただいて、現実の担当者に。やっぱり引き連れていかんことには、どこがどう危ないということがわからないと思うんですよ。やっぱりその辺、蔓でもこんな蔓ですから、どうにもならないほど、もう人海戦術ではどうにもならん状態ですので、やはり早いこと処置せないかんと思います。鮎釣りの客もいっぱい来てますので、今年の夏もいっぱいおられましたので、その辺のところをやっぱり環境整備ということもあるかと思いますのでよろしくお願いしときます。

○建部議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 続けて要請をさせていただきます。現場の方には担当者、来てはおりますので、一緒に立ち会いも行っておるところです。

○建部議長 西川議員。

○西川議員 はい、終わります。ありがとうございました。

○建部議長 西川議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4 時 4 8 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 金 澤 博

署 名 議 員 西 澤 伸 明